

令和元年度(2019年度)

# 吹田市立男女共同参画センター調査研究報告

## 男性問題から見る男女共同参画

～ジェンダー平等の実現と暴力・DV根絶に向けて～



令和2年(2020年)10月

# 吹田市



## 目次

### 調査研究の概要

1.調査の目的	1
2.調査の方法	1
3.依頼者	1

### 調査報告

1. 男性問題にどう向き合うか	多賀太	3
2. 主夫が提言するこれからの父親支援		
～『イクメン』世代のジェンダー観と男性問題～	和田のりあき	18
3. ジェンダーセンシティブティと当事者性に基づく男性相談のあり方		
～『男』悩みのホットラインの活動と男性の居場所～	福島充人、濱田智崇	26
4. 脱暴力プログラムの受講命令を制度化すべき時代	伊田広行	38

### 資料

吹田市立男女共同参画センター主催 男性対象講座一覧	50
---------------------------	----



# 調査研究の概要

---

## 1 目的

吹田市では、吹田市立男女共同参画センター条例第3条に基づき、男女共同参画の推進にかかるさまざまな課題について、調査や研究を隔年で実施しています。

当センターは婦人会館時代から主に女性のエンパワメントを中心とした事業を行ってきましたが、その一方で、男性の生きづらさに着目し、従来の「男らしさ」からの脱却を目的とした施策の実施は、男女共同参画社会の実現に不可欠です。また、「第4次すいた男女共同参画プラン」においても、DV防止対策の一環として男性相談等の実施が検討課題となっています。

当センターはこれまで、主に中高年男性を対象に、料理や洗濯といった家事や地域活動への参加を促進するための講座や、「勝たねばならない」などの男性ならではのプレッシャーからの脱却とストレス発散を目的とした講座をシリーズで開催してきました。それらが果たしてきた役割を検証するとともに、改めて課題を洗い出し、男性相談の実施や新たな事業展開の参考とするため、本調査研究事業を実施します。

## 2 方法

今回の調査研究のテーマである「男性問題」に取り組み、広い見識を持たれている専門家に調査研究を依頼し、多様な視点からの見解を成果物として原稿や資料の形で提供していただき、それらを本センターでとりまとめました。

調査研究項目は下記のとおりです。各依頼者には、それぞれ設定したテーマに合わせて研究していただき、課題が浮き彫りになりました。

- (1) 男性問題とは何か。
- (2) 「イクメン」世代のジェンダー観と男性問題
- (3) 男性相談について（悩み全般）
- (4) 男性相談について（DV加害者プログラム）

## 3 依頼者（記事順）

- (1) 多賀 太さん（関西大学文学部教授、一般社団法人ホワイトリボンキャンペーン・ジャパン共同代表）

教育学・ジェンダー学が専門。男性学に関する著書も多く、当センター主催講座等で講演歴あり。

- (2) 和田 のりあきさん（マジックパパ代表、ファザーリング・ジャパン関西初代理事長）

TVカメラマンから専業主婦に転身し、子育て講座などを関西一円で400回以上開催。当センターでも男性の家事講座等で講演歴あり。

(3) 福島 充人さん (一般社団法人日本男性相談フォーラム代表理事、カウンセリングオフィス天満橋相談員)

濱田 智崇さん (京都橘大学健康科学部心理学科准教授、カウンセリングオフィス天満橋代表、一般社団法人日本男性相談フォーラム理事)

1995年に日本初の男性専用相談『男』悩みのホットラインを開設。男性相談の先駆けとして講演・著書も多数あり。当センターの男性向け講座で講演歴あり。

(4) 伊田 広行さん (大阪経済大学/立命館大学非常勤講師、DV加害者プログラム「NOVO」主宰)

大学でジェンダー学を教える傍ら、DV加害者プログラムを主宰している。当センターの高校生対象デートDV予防啓発講座や男性向け講座での講師歴あり。

# 調查報告

---





# 男性問題にどう向き合うか

多賀 太

関西大学文学部教授

## 1. はじめに一いまなぜ男性問題か

ジェンダー平等<sup>1</sup>は、いまや世界共通の重要な課題である。平成 17 年（2015 年）に国連で採択され、多くの日本企業もその推進に努めている「持続可能な開発目標」（SDGs）においても、ジェンダー平等は 17 の主要な国際目標の 1 つとなっている。

日本政府は、平成 11 年（1999 年）の男女共同参画社会基本法の成立を受け、これまでに 1 期 5 年の男女共同参画基本計画を 4 期にわたって実施しており、本稿執筆時には第 5 次計画を策定中である。この間、地方においても多くの自治体が基本計画を策定し、地域の実情を見据えた男女共同参画施策を展開してきた。

ところが、日本のジェンダー平等の実現は、世界の中で格段に遅れている。世界経済フォーラムが発表しているジェンダーギャップ指数（GGI）でみた令和元年（2019 年）の日本のジェンダー平等達成度は、世界 153 カ国中 121 位であった。4 つの分野のうち、最も男女格差が大きいのが政治分野で 144 位、経済分野でも 115 位となっている（WEF 2020）。

こうしたなか、従来の男女共同参画施策のほとんどは、女性に焦点を当ててきた。これらの男女格差は男性に対する女性の不利という意味での格差であることを考えれば、それは当然だと思われるかもしれない。しかし、女性たちが直面している問題は、男性不在の社会で生じているわけで

はない。むしろそうした女性問題の多くは、男性との関係性のなかで生じている。だとすれば、女性問題の原因を的確に見極めるためには、女性だけに着目するのでは不十分であり、もう一方の性別である男性のあり方にも目を向ける必要がある。そして、女性問題を解決するためには、女性の変化を促すだけでなく、男性に働き掛けて彼らを変化させることも不可欠だ。

また、近年になって、男性たちが抱える「生きづらさ」にも注目が集まりつつある。男女格差の実態から見れば有利であるはずの男性たちが、生きづらさを訴えている現状をどう理解すればよいのだろうか。もし、従来のジェンダー不平等な社会のあり方が男性たちに生きづらさをもたらしているのだとすれば、ジェンダー平等の実現は男性にとっても歓迎すべきことなのではないだろうか。

本稿では、こうした問題意識から、男女格差の顕著な今日の日本社会における男性のあり方を、ジェンダー（社会的につくられる男女のあり方）の視点から改めて概観する。そして、そうした男性のあり方が女性と男性の双方にもたらす諸問題を見定めたうえで、その解決の方向性について、特に地方自治体で可能な取組みを中心に提起する。

## 2. ジェンダー平等の実現に向けた男性の変化の意義

<sup>1</sup> 本稿では「ジェンダー平等」と「男女共同参画」という 2 つの用語を用いているが、両者の指す内容は基本的に同じである。男女共同参画は日本独自の行政用語であるが、日本政府は、海外向けの英語文書では、男女共同参画の英訳として gender equality（ジェンダー平等）を用いている。したがって本稿では、一般的な用語としては「ジェンダー平等」を用い、日本の法令や政策に関わる固有名詞としてのみ「男女共同参画」を使用する。

まずは、現代日本の具体的な社会状況に照らして、今ジェンダー平等実現が求められる背景と、そこにおいて男性にいかなる変化が要請されるのかを確認しておきたい。以下に、「社会と地域の持続可能な発展」「女性の人権保障と活躍促進」「男性の生きづらさの解消」という3つの側面から考えてみよう。

## ●社会と地域の持続可能な発展

ジェンダー平等の実現が必要とされる背景の1つめに、社会と地域の持続可能な発展が挙げられる。

これまでの日本社会では、「男は仕事、女は家事・育児」「男が主役、女が脇役」というように、家庭、職場、地域など社会のあらゆる場において、男女が異なる役割を担う性別役割分業の慣行が支配的だった。こうした慣行から外れた人に対しては、「男のくせに・・・」「女だてらに・・・」などと軽蔑する言葉が浴びせられたり、冷ややかな視線が注がれたりすることも少なくなかった。それでも、戦後の復興期から1990年代初頭のバブル経済崩壊の頃までは、日本はそうした男女の分業体制のもとで経済成長を遂げ、物質的に豊かな社会を実現してきた。

しかし、1990年代以降の社会情勢の大きな変化にともない、そうした分業体制では社会が立ちゆかなくなってきた。まず、出生数の減少と平均寿命の延びによる急激な少子高齢化は、労働力不足を深刻化させ、男性だけが働いたのでは働き手が足りず、女性も含めたより多くの層の人々を職業労働における重要な働き手として必要とする状況を生じさせた。ところが、女性がかねてより家事労働の大半を無償で担ってきた。もし、女性にそうした家庭責任の大半を委ねたまま、さらに職業労働を求めるようになれば、女性は仕事と家庭責任の二重負担で追い詰められてしまう。そうした状況を回避しつつ、社会が持続的に発展するためには、男女がともに職業労働に従事しながら家庭責任も担う体制への転換が求められるよう

になったのだ。

また、産業構造の変化も、性別役割分業の変更を要請している。かつての工業社会においては、筋力労働の需要が高く、労働市場における男性労働者に対するニーズが高かった。しかし、情報やサービス中心の脱工業社会に移行するにつれて、男性向きとされてきた労働のニーズが相対的に低下し、替わって医療・福祉やサービス業など、従来は女性向きとされてきたケアに関わる労働のニーズが高まっている。モノ自体よりもデザインやブランド性などの「付加価値」を求める消費が拡大し、情報がより価値を生む情報社会が進展するなかで、男性だけが長時間働くような働き方が必ずしも生産性を高めるとも限らない状況になってきている。さらに、組織が環境の急激な変化に適応したりイノベーションを起こしたりするうえでは、男性だけの同質的な集団よりも、女性も含めた多様性（ダイバーシティ）に富んだ集団の方が有利であるとの認識も浸透しつつある。

こうして、家庭責任を女性に任せて男性だけが長時間働くという分業体制は、理念としてそれに賛成か反対かという以前に、現実問題として現在の社会情勢にもはや適合しないものとなりつつある。日本の社会と地域が持続可能に発展していくためには、男女双方がさまざまな業種、職種において、効率よく働きながら、家庭の責任も分かち合うライフスタイルが要請されているのである。

## ●女性の人権保障と活躍促進

ジェンダー平等の実現が求められている2つめの背景として、女性が、人権を尊重され安心・安全に暮らせる環境の実現と、職業生活において生き生きと活躍しながら経済的自立を果たせる機会の保障が挙げられる。そして、これらの実現のために男性の変化が求められている。なぜなら、先に述べたように、女性が抱える問題は、男性のあり方と無関係に生じているのではなく、むしろ男性のあり方こそがその原因になっている場合

が少なくないからである。

例えば、DV（配偶者間暴力）や性暴力などの形での男性から女性への暴力は、女性が被害を受けているという意味においては「女性問題」であるが、その原因は男性による加害行為であるという意味においては「男性問題」である。そして、そうした問題解決のためには、まずは被害に遭った女性のための相談や保護の体制の強化が必要だが、それだけでは十分ではない。加害者の男性にも目を向け、なぜ彼らは暴力を振るってしまうのかを明らかにし、彼らに暴力を振るわせないための方策を考えていく必要がある。

とはいえ、ほとんどの男性は女性に直接暴力を振るわないし、日頃から女性たちと対等で尊重し合える関係を築いている男性も少なくない。しかしそれでも男性は、就職や昇進などにおいて「男である」ことで有利な扱いを受けることが多いのも事実だ。例えば、平成 30 年（2018 年）の日本の民間企業において、就業者に占める女性の割合は 44.2%で欧米諸国と大差がないが、管理的職業従事者に占める女性の割合は 14.9%であり、軒並み 30%を超えている欧米諸国に比べて随分と低くなっている。上場企業役員に占める女性の割合はわずか 4.1%であり、役員が 20 人いたら 19 人以上が男性という現状だ（内閣府 2019a: 112-113）。

これらの場合、暴力などとは異なり、優遇される男性個人が直接女性に対して何か加害行為を起こしているわけではない。それでも男性は、ある意味で女性の犠牲によって利益を得ているといえる。アメリカの社会学者である M・メスナーは、こうした側面を指して「男性の制度的特権」と呼んでいる（Messner 1997）。

こうした男性の制度的特権を解消していくうえで、女性の雇用を拡大し、女性のキャリアアップに向けた能力開発と啓発に力を入れていくこ

とは重要だ。しかし、女性管理職が少ないのは、単に女性たちにそのためのスキルや野心が足りないからだろうか。もしかしたら、その大半を男性が占める経営者や上級管理職の間で、女性を積極的に登用しようとする意識が希薄だからかもしれない。また、出産後の女性がキャリアアップを断念しがち<sup>2</sup>なのは、女性自身の意識の問題というよりも、夫の育児参加が不十分であること、そして育児に参加したくてもできないほど夫が長時間労働を強いられていることによって、女性に育児責任が集中しすぎていることこそが問題かもしれない。だとすれば、女性活躍を推進するうえで、女性を対象とした施策だけでは不十分であり、男性にも目を向けて、男性の経営者・管理職の意識改革や、夫の育児参加促進と男性労働者の働き方改革を、より積極的に進めていく必要があるといえる。

## ●男性の生きづらさの解消

とはいえ、ジェンダー平等の推進とそのための男性の変化は、「社会が持たない」とか「女性のため」といった、いわば男性にとって外発的な理由によってのみ求められるものではない。ジェンダー平等の実現が求められる第 3 の背景として挙げられるのは、それが、これまでの社会において男性たちがかかえてきた「生きづらさ」の解消にもつながるということである。

男性優位と性別役割分業を規範とする従来の社会は、女性に対して社会的活躍の機会を大幅に制限する一方で、男性に対しては「女性に負けてはならない」「家族を養ってこそ一人前」「男は弱音を吐くな」といった「男らしさ」の達成へと駆り立ててきた。その結果、全体として男性が女性に対して優位に立つ社会の仕組みが維持されてきたのだが、すべての男性がそうした「男らしさ」

---

<sup>2</sup> 2010 年から 2014 年の間に、第 1 子出産に際して有業から無業になった女性（育児休業中は含まない）は 47%と半数弱にのぼっている（内閣府 2019 a: 119）。

を達成し、あらゆる女性に優越してきたわけではない。男性優位の規範や狭く定義された「男らしさ」の縛りが強い社会は、女性に優越できない男性やそうした「男らしさ」が達成できない男性たちが、社会の規範と自らの実態とのギャップによって苦しみやすい社会でもある。

また、たとえそうした「男らしさ」の期待にどうにか応え続けられたとしても、それが男性の生活の質を低下させたり、心身の健康を蝕んだりしている側面も考えられる。多くの男性が、自らが望む以上の長時間労働を強いられており、育児や私生活にもっと時間を割きたくてもそれがかなわない男性も少なくない<sup>3</sup>。また、第5節で改めて確認するが、女性以上に競争に駆り立てられ、周りの人々に弱みを見せたり相談したりすることを男らしくないと見なす風潮のもと、男性は、女性に比べてより不健康な生活を送りがちとなっている。

ただし、ここで理解しておくべきは、男性たちがこうした生きづらさを抱えているからといって、決して我々の社会が女性優位の社会になっているわけではないということだ。男性たちはこれまで、そうした生きづらさをもたらす「男らしさ」の期待に応えることと引き換えに、男性に特権をもたらす社会を維持してきた。これらの男性たちの生きづらさは、そうした男性優位の社会を維持するためのいわば「支配のコスト」なのである<sup>4</sup>。

とはいえ、先述のように、すべての男性がそうした男性に有利な社会の仕組みから皆同様に利益を得ているわけではない。日々生きづらさに苦しみながらも男としての利益をほとんど得られない層の男性もいれば、逆に大した生きづらさを感じることなく多くの特権を享受している層

の男性もいる。M・メスナーは、こうした側面を指して「男性内の差異と不平等」と呼んでいる。

つまり、男性たちの生きづらさとは、女性の男性に対する優越から生じているのではなく、男性が女性よりも優越する社会を無理やり維持しようとするところから生じる社会のひずみが、一定層の男性たちを苦しめている現象として理解することができる。そうだとすれば、彼らの生きづらさを解消するための変化の方向性は、決して男性の復権ではなく、むしろジェンダー平等の実現にこそ見出されるべきである。

次節以降では、こうした性質をもつ男性問題の具体例として、主要な3つの問題に焦点を当て、その実態、背景、そして解決の道筋について考えてみたい。

### 3. 男性のワーク・ライフ・バランス実現に向けて

#### ● 育児期の男性の生活

従来、ワーク・ライフ・バランス（以下、WLB）の実現は、あたかも女性だけの課題と見なされがちだった。しかし近年では、男性のWLBにも関心が向けられつつある。まずは、ライフステージ上で最もWLBの実現が重要な課題となりうる育児期を中心に、男性たちの実態を確認してみよう。

まず、生活時間の点では、夫は仕事に、妻は家事・育児に、大きく偏っている傾向が見られる。総務省の社会生活基本調査によれば、平成28年（2016年）の6歳未満の子供を持つ夫と妻の家事関連時間は、妻7時間34分（うち育児が3時間45分）に対して、夫は1時間23分（うち育児が49分）であり、家事関連時間全体で妻は夫の5倍以上、育児時間に限っても妻は夫の4倍以上

<sup>3</sup> 「仕事」「家庭生活」「地域・個人生活」の中から優先したいものを、1つ、2つ、または3つともで選択させる質問において、「仕事（のみ）優先」を希望と回答した男性の割合が15.5%であるのに対して、「仕事（のみ）優先」が現実であると回答した男性は36.5%と20ポイント高くなっており、特に子育て期の30代男性では、希望（17.7%）と現実（56.5%）の差が40ポイント近くと非常に大きくなっている（内閣府2019b）。

<sup>4</sup> 男性優位の社会にありながら男性が生きづらさを抱えるというパラドックスの詳細については、多賀（2016）を参照。

費やしている。さらに、共働き世帯に限ってみても、「仕事等」については、夫 8 時間 31 分に対して妻 4 時間 44 分と、夫の方が妻よりも 4 時間弱多く費やしているのに対して、逆に「家事関連」では、夫 46 分（うち育児は 16 分）に対して妻 4 時間 54 分（うち育児は 3 時間 16 分）と、妻の方が 4 時間以上多く費やしている（総務省 2017）。

育児休業の取得状況に関しても、女性と男性の間には雲泥の差がある。平成 29 年度（2017 年度）の民間企業における育休取得率は、女性 83.2% に対して男性はわずか 5.1%。しかも、平成 28 年度（2016 年度）の取得者における取得期間の内訳を見ると、女性では「1 か月以上」が 90% で、「10 か月以上」も 65% とほぼ 3 人に 2 人に達しているが、男性で「1 か月以上」はわずか 17% であり、半数以上（57%）が「5 日未満」となっている（内閣府 2018a: 122）。

つまり、育児休業を取得している男性であっても、大半は妻の出産直後のケアやピンチヒッターとしての限定的育児参加にとどまっており、夫婦のうちキャリアを中断して育児責任を担っているのはほとんどの場合妻なのである。

このように、育児をはじめとする家庭責任を女性が一方的に負わざるを得ない状況が改善されない限り、雇用機会が男女均等になったとしても、出産後の女性がキャリアアップを図ることは困難だろう。保育所のさらなる整備や待機児童解消などの育児の社会的支援が不可欠なのはもちろんだが、同時に、夫がもっと家庭役割を担って妻の負担を軽減することが必要だ。またそうすることによって、男性にも、仕事だけで完結しない、多様で変化に富んだ生活が可能となる。

こうした状況をふまえて、すでに各地の自治体では、男性の家事・育児参加に関する啓発や、具体的な家事・育児のノウハウを学ぶ機会を提供してきている。もちろんそれらの取組みは重要であり、今後も継続して行われるべきである。しかし、それらの取組みをより効果的に進めるうえでも、男性の家事・育児参加がなかなか進まない背景には、男性の意識の低さや家事・育児スキルの不足

にとどまらないマクロな社会的要因、とりわけこれまでの日本の労働慣行が大きく関係していることを理解しておくことも重要だと思われる。

## ● 「男性稼ぎ手」標準の労働慣行

これまで、日本の多くの職場では、一家の稼ぎ手たる男性を暗黙のうちに「標準的な」労働者とみなす労働慣行が支配的だった。標準的な労働者には、残業前提で多くの業務量をこなし、宿泊を伴う出張や転居を必要とする転勤など、私生活を犠牲にしながら雇用側の要請に応える過酷な働き方が求められてきた。管理職などへのキャリアアップを図るにも、当然ながらそうした働き方をしなければならず、その見返りとして、彼らは、自分一人だけでなく家族を扶養できるほどの「家族賃金」を得ることができた。

こうした働き方を長期間続けることは、家事、育児、介護などの家庭責任を負っている労働者にとっては困難である。これまで多くの男性たちが、結婚して子供が生まれた後にもこうした働き方をしながらキャリアアップできていたのは、彼らの妻が家庭責任の大半を担ってくれることによって、あたかも単身者のように私生活を顧みず雇用側の意のままに働くことができていたからだった。そして女性たちは、家庭責任を引き受け、夫が得る「家族賃金」で生活するのと引き換えに、仕事の継続やキャリアアップを断念してきたのである。したがって、こうした「男性稼ぎ手」の働き方を「標準」とする労働慣行をそのままに、女性活躍や男性の育児参加を促したとしても、限界があるばかりか、さまざまな無理が生じてくる。

まず、こうした労働慣行を変えることなく女性たちに管理職などへのキャリアアップを求めたらどうなるだろうか。女性たちは、家庭責任の大半を妻に任せて私生活を顧みず組織の望み通りに働くことのできる同僚の男性たちと仕事の業績で競い合わなければならなくなる。いくら育児休業制度や保育所が利用できたとしても、育児をしながらそうした働き方を長期間続けることは

相当な負担となるため、結局は、キャリアアップを断念するか、出産を断念するかのいずれかを選択しがちとなる。国立女性教育会館の調査によれば、大卒女性社員の62%が入社1年目では「管理職を目指したい」と答えていたのに4年目にはその割合が40%にまで低下しており（NWECC 2019a）、管理職を目指したくない最大の理由が「仕事と家庭の両立が困難になるから」であった（NWECC 2019b）。

それなら、キャリアアップを目指す女性の夫が、もっと育児に参加するなどして妻の家庭責任負担を軽減すればよいのだろうが、「男性稼ぎ手標準」の働き方のもとでは、男性であっても、家事や育児などの家庭責任を果たそうとすれば職場で求められる通りの働き方をすることが困難となり、昇進から取り残されたり、職場で周りに追いやられたりする可能性が高い。共働き世帯であっても夫の方が「稼ぎ頭」になっている世帯が多い中<sup>5</sup>、職場が要請する働きに応えながら妻のキャリア継続を支援すべく子育て責任を夫婦で分かち合おうとする男性たちもまた、仕事と育児責任の間での葛藤を抱えることになるのである（多賀 2011）。

## ●政府や経済界に求められる取組み

このように、男女それぞれの働き方や家事・育児への参加の仕方を背後で方向づけている社会の仕組みや慣行を変化させていくには、地方自治体における住民の啓発や、住民一人一人の個人的な努力では自ずと限界がある。これらは、まずは政府や経済界の主導によって国を挙げて取り組まれるべき課題である。例えば、次のような方向での取組みが考えられる。

まず、男女賃金格差の是正である。女性に比べて男性の方が、時間あたりであれ生涯にわたってであれ、より多く稼げる確率が高いなかで子供を

育てようと思えば、どうしても男性は仕事に、女性は育児に偏りがちとなる。雇用労働者に占める非正規雇用の割合が、男性では22.2%であるのに対して女性は56.1%と半数以上にのぼっている（内閣府 2019a: 108）現状に鑑みれば、「同一価値労働同一賃金」の原則のもと、正規雇用の待遇を非正規雇用並みに引き下げることなく両者の賃金格差を是正していくことは急務であろう。

また、企業や官公庁は、正規雇用と非正規雇用の間の垣根を低くすることで、より責任が重く長時間働く働き方から短時間の柔軟な働き方に至る多様な働き方の選択肢を準備し、性別を問わずライフステージに応じて多様な働き方の間の移行を可能にすると同時に、勤続年数や総労働時間にかかわらず有能で意欲さえあれば抜擢されるような人事制度を広げていくことも考えてよいだろう。そうすれば、女性にも出産や育児のためにキャリアを断念することなく働き続けて経済的に自立を果たすチャンスが広がるし、職業的野心のある男性が、育児期には仕事をセーブして育児責任を果たし、その後の頑張りで十分挽回できる可能性も広がる。

転居を伴う異動は、夫婦がともにキャリアを継続しながら協力して家庭責任を果たす生活を奪ったり、有能な人材を不本意な退職に追いやったりしてしまうことから、必要最小限にとどめるべきだろう。

一方、財源さえ確保できれば、より短期的に男性による育休取得を促進できそうな方法もいくつか考えられる。1つは、育休休業の取得を性別にかかわらず一定期間義務化するとともに、通常の有給休暇と別枠で育休休業の一部期間有給休暇化することだ。有給休暇期間は、仕事を休んでも、その間の収入減が回避されるのみならず、賞与や人事評価などにも影響を与えないはずなので、将来にわたる収入減への影響を少なくできる。ただし、こうした有給休暇を導入する余裕のない

<sup>5</sup> 現在、雇用労働者世帯では、夫婦共働きの世帯数が夫のみ働く世帯数の2倍近くにまで増えており、共働きが主流となっている。しかし、共働き世帯でも、夫婦間の収入格差は大きく、妻の収入は平均して夫の約3分の1と推計される（多賀 2018）

中小企業には公的な援助が必要だろう。

もう1つは、育児休業給付金の増額である。長期の育児休業では収入が減るため、男女収入格差が大きい現状では、大半の夫婦では夫ではなく妻が育児休業を取得する方が経済的に合理的となる<sup>6</sup>。給付額が休業前の手取りと大差なくなれば、男性の育休取得も促されるのではないだろうか。ただし、財源確保のための工夫は必須だ。

#### ●地方自治体に求められる取組み

一方、地方自治体が単独でも実施できる取組みはある。1つは、いわゆる「パパ友」づくりを支援し、父親同士の交流の機会を提供することなどである。筆者が最近実施した男性の家事・育児参加に関するインタビュー調査の中で、共働きをしながら2人の子供を育てている30代の男性は、同じ年頃の子供をもつ父親たちと交流する中で、職場の同僚にも妻にも言えなかった日頃のモヤモヤを共有して言葉にすることができ、それがきっかけで妻との対話が進んで夫婦関係が良好になったと話してくれた。

育児休業を取得したり、妻とほぼ半々で育児に参加しているような男性は、男性の中ではいまだ少数派であり、仕事と育児の葛藤を抱えながら、周りからの理解が得られなかったり孤立していたりする場合も少なくない。育児教室で育児のノウハウを教えるだけでなく、地域における父親たちの居場所づくりを支援すること、また男性が平日の昼間であっても気兼ねなく地域で育児ができる風土を地域に根付かせていくことは、地方自治体にこそできる支援であろう<sup>7</sup>。

また、学校でのキャリア教育において、特に男子に対して、従来女性向きとされてきた職種や業種への関心を高める体験学習や、仕事と家庭の両立を見据えたライフプランについて考える学習を導入することも試みられてよいだろう。

#### 4. 男性と暴力—DVを中心に

##### ●DVの現状

次に、男性と暴力との関係についてDV（配偶者間暴力）<sup>8</sup>を中心に確認してみよう。

一般に「暴力」と聞くと、殴ったり蹴ったりといった身体的暴力のみだけをイメージしがちだが、DVは決して身体的暴力に限られるものではない。「配偶者暴力防止法」では、配偶者からの暴力は「配偶者からの身体に対する暴力（中略）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」とされており、内閣府が3年おきに実施している「男女間における暴力に関する調査」においても、配偶者からの暴力を「身体的暴行」「心理的攻撃」「経済的圧迫」「性的強要」の4種類で把握している。

さて、その内閣府調査の平成29年（2017年）の調査結果によれば、婚姻経験がある人のうち、配偶者から4種類の暴力のいずれかを一度でも受けたことがあると回答した人の割合は、女性31.3%に対して男性19.9%であり、女性のほぼ3人に1人、男性でもほぼ5人に1人に被害経験がある（内閣府2018b:24）。この数値だけを見れば、女性の方が被害の割合が高いものの、男性もかなりの程度被害を受けているように思える。

しかし、これらの数値においては、暴力の深刻

<sup>6</sup> 本稿執筆時の給付額は休業前の所定内給与の67%（休業開始6か月以降は50%）。賞与等の手当もなくなるため、課税と保険料等が免除されても収入減は免れないケースが多い。

<sup>7</sup> 筆者は、男性の育児参加や地域参加をより促すためには「大人の男は平日の昼間には職場で働いているはずだ」という、地域の人々のアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）を解きほぐしていくことが重要だと考えている。多賀（2019）を参照。

<sup>8</sup> 現行の「配偶者暴力防止法」は、法律婚のみならず「事実婚」のカップルにも適用され、離婚後も引き続き暴力を振るう元配偶者や、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力にも準用される。しかし、共同生活を営んでいない交際相手同士の暴力（デートDV）には、未だ適用されるに至っていない。

度は勘案されていない。深刻なDV被害では、男性が加害者、女性が被害者のパターンが圧倒的に多くなる。上記被害者のうち、命の危険を感じた経験がある人の割合は、女性15.0%に対して男性3.1%である（内閣府2018b: 37）。そして、暴力を受けた割合とそのうち命の危険を感じた割合を掛け合わせると、命の危険を感じたことがある人は、女性全体の4.7%、男性全体の0.6%で、女性は男性の約8倍となる。また、平成30年（2018年）に配偶者間における暴力で加害者が検挙された事案における被害者の男女別割合は、男性9.2%に対して女性90.8%と圧倒的に女性が多くなっている（内閣府2019a: 143）。このように、単に被害の有無だけでなく、被害の重さも加味するならば、配偶者間暴力の深刻な被害は圧倒的に女性に偏っていることをまず認識することが重要である。

また、DVが生じている家庭においては、児童虐待が生じる確率も高くなっている。DV被害を受けたことがある人の家庭の21.4%において、子供に対しても加害者から暴力が振るわれている（内閣府2018b: 38）。子供の目の前でDVが生じ、それを子供が目撃すること（面前DV）は、子供の心身の発達に重大なダメージを与えうるものであり、児童虐待防止法にも規定されているように、子供に対する心理的な虐待となる。児童相談所における児童虐待相談件数は年々増加の一途をたどり、平成20年度（2008年度）の約4万件から、10年後の2018年度には約16万件にまで達しているが、その半数以上が「心理的虐待」で占められている。その要因としては、面前DVの通告が増加したことが指摘されている（厚生労働省2019）。

## ●DVの本質と背景

DVにおいては、先述の定義にあてはまる個々の暴力行為それ自体がまず問題であることに違いはない。特に、激しい身体的暴行は、被害者の生命を脅かしたり体に障害を残したりする場合

もある。しかし、それらに加えて、DVのより根深い問題として理解しておく必要があるのが、被害者は繰り返しさまざまな暴力を受けることで、加害者によって精神的にも行動面でもコントロールされ、加害者に支配される関係性から抜け出せなくなるという側面である。

DVの本質は、パートナーの間での「力」の不均衡を背景として、より力のある側が、その力を暴力という不当な形で使用することで相手を支配しコントロールしようとする点にあるとされる（日本DV防止・情報センター2018）。この場合の「力」とは、身体的な筋力だけを意味するのではない。経済力や社会的威信、相手を言いくるめる能力などもそうである。また、社会通念や周りの人々の偏見がいずれか一方に「力」を与えることもある。例えば、「夫は妻を従えるもの」「妻は夫に口答えしないもの」などという観念を夫婦が共有していたり、妻はそのようには思っていないけれども、夫や周りの親族などがそろってそうした観念を持っていたりすれば、おのずと妻の「力」は削がれ、夫に「力」が付与されることになる。

平均的には、女性よりも男性は筋力があり、しかも現在の日本社会は、社会的地位、経済力、社会通念のいずれについても、男性側に不均衡にそうした「力」を付与しがちである。深刻なケースの被害者のほとんどが女性であるのは、必ずしも男性が生まれつき本質的に暴力的だからではなく、その背景にはこうした男女間での「力」の不均衡があることを理解しておくことが重要だろう。

## ●見えにくい男性の暴力被害

しかしその一方で、男性でも一部に深刻なDV被害を受けている人がいることも忘れてはならない。DVが「力」の不均衡を背景とした支配とコントロールであるならば、男女のカップルでも、女性の方が「力」を多く持っていれば、それを濫用して相手を支配することはありうるし、同性カップルでもそうしたことは起こりうる。



しかも、男性たちは、暴力の被害を受けても女性以上に他人に相談しない傾向にあるため、男性の被害はさらに見えにくくなっている。先述の内閣府の平成 29 年（2017 年）調査によれば、配偶者からの暴力被害経験がある人のうち、被害を誰かに相談した人の割合は、女性では 57.6%と半数以上であるが、男性では 26.9%と約 4 人に 1 人とどまっている。それでも、男性の数値は平成 26 年（2014 年）の 16.6%からかなりの程度上昇している（内閣府 2018a: 142）。

DV 被害者の男性が女性に比べて相談しない傾向にある理由としては、被害の程度が女性に比べれば深刻ではないケースの割合が高いことや、経済的に自立しているため、いざとなれば加害者と離婚しても生活していける男性が多いことなどが考えられる。しかし、それらに加えて、女性に暴力を振るわれて被害者になるということや、そのことを他人に相談するという行為と、「男は強くなければならない」という社会的な男らしさのイメージとの齟齬も少なからず影響していると考えられる。悩みを打ち明ければ「男らしさ」に傷が付く、あるいは、馬鹿にされるのではないかと、信じてもらえないのではないかと、といった不安が、男性たちに暴力被害の悩みを打ち明けることをためらわせているのではないだろうか。

一方、DV に限らず、職場などの家庭外においては、男性が身体的攻撃やハラスメントの被害に遭う割合は総じて女性よりも高い。日本労働組合総連合（2019）の調査によれば、職場でハラスメントを受けたことのある人（375 人）のうち、「暴行・傷害などの身体的攻撃」を受けたことのある人の割合は、女性 5.0%に対して男性は 17.0%と女性の 3 倍以上になっている。また、セクシュアルハラスメントの被害経験自体は男性よりも女性の方が高いが、就職活動中にセクシュアルハラスメントを受けたことがある男女に限って見ると、「性的な事実関係（性体験など）の質問」（男性 29.8%、女性 17.1%）や「性的な内容の情報（噂）の流布」（男性 27.7%、女性 4.9%）などの被害経験については、女性よりも男性の方が多く

なっている。

学校や部活動などにおける男の子同士のいじめの中には、性的な要素を含むものが多くあるのではないと思われる。しかし、女性が被害者であれば明らかに性暴力だとみなされるような被害であっても、それが男性から男性に対して行われた場合、単なる「からかい」や「悪ふざけ」で済まされてしまったり、被害者の側も、それを性暴力と認識できなかつたり、そう認識できても相談できなかつたりするケースが少なくないのではないだろうか。我々は、女性に対する暴力についてはもちろんだが、性暴力を含む男性の暴力被害にも、もっと敏感になる必要があるだろう。

### ●地方自治体に求められる対策

では、再び DV を中心として、暴力と男性をめぐる問題の解決に向けて、地方自治体においていかなる取組みが必要とされるだろうか。ここでは、そのターゲットを、加害者男性、被害者男性、そしてそのいずれでもない（と自認している）男性一般、という三者に分けて考えてみたい。

まず、DV 加害者の男性に向けた対策として、すでに国内でもいくつかの団体が行っている加害者更生プログラムに関する調査研究を進め、効果的な加害者更生プログラムの開発・普及を促すことが挙げられる。政府のレベルでは、保護命令の出された DV 加害者にプログラムの受講命令が出せる制度の整備などの検討も期待したいが、自治体においても、加害を止めたい男性たちが相談できる窓口を設置し、加害者更生プログラムへとつないでいける体制づくりが望まれる。

次に、DV や性暴力の被害者の男性を対象とする対策としても、最も望まれるのは相談体制の整備・拡充である。そのためには、相談員の養成は急務であり、単なる相談の専門家であるというだけでなく、DV や女性問題・男性問題についての十分な知識と、ジェンダーに敏感な視点を有する相談員の養成が求められる。そして、相談窓口の存在を男性たちに周知することはもちろん、相談

をためらっている男性たちに気軽に相談してもらえるような工夫も必要だろう。体制の整備については、内閣府が作成したマニュアル（内閣府男女共同参画局 2014b）が参考になる。

一方、特に男の子や若い男性たちが、今後加害者にならないための予防啓発も重要である。長年男性 DV 加害者の更生に関わってきた山口のり子氏によれば、DV を生み出す 3 つの社会的要因として、「力と支配」の価値観、暴力容認意識、ジェンダー・バイアス（社会的につくられた女らしさ・男らしさの偏見）が挙げられるという（山口 2016）。したがって、DV の予防啓発においては、単に DV はいけないと教えるだけにとどまることなく、ジェンダー平等の視点に立ち、男性が、女性をはじめとする他者に対する支配や優越によって定義される「男らしさ」に過剰にとらわれることなく、周りの人々やパートナーと互いに尊重し合える対等な関係を築けるよう、彼らに働きかけていくことが必要である。特に、学校においては、デート DV 防止教育や、包括的性教育の視点も含んだ、ジェンダー平等教育の拡充が重要であろう。

最後に、依然として大多数の男性たちは、自分らは DV の加害者でも被害者でもないとして、それらの問題を他人事と感じがちである。しかし、社会の多数派の人々がこれらの問題に無関心でありつづけることは、結局のところこれらの暴力を容認し存続させてしまうことにつながる。加害者でも被害者でもない男性にも、できることはたくさんある。DV についての正しい知識を学び、それを周りの人々に伝えていくこと、暴力を振るわない大人の男性としての生き方をし、身をもって若い世代への模範を示すこと、DV 被害の相談機関や通報先などを知っておき、必要なときには被害者をそれらへつなげられるようにしておくこと、そして、被害者支援や加害者更生などを行っている団体や機関をさまざまな形で支援することなどである（多賀他 2015）。このように、加害者や被害者への対策はもちろんのこと、そのいずれでもない男性たちへの啓発を通して、DV をなく

していくための取組みを主流化させていくことも決して忘れてはならないだろう。

## 5. 男性の健康と生活の質の向上

### ●健康と生活の質をめぐる男性の現状と課題

次に、今日の主要な男性問題の 3 点目として、男性の健康と生活の質の問題を取り上げてみよう。

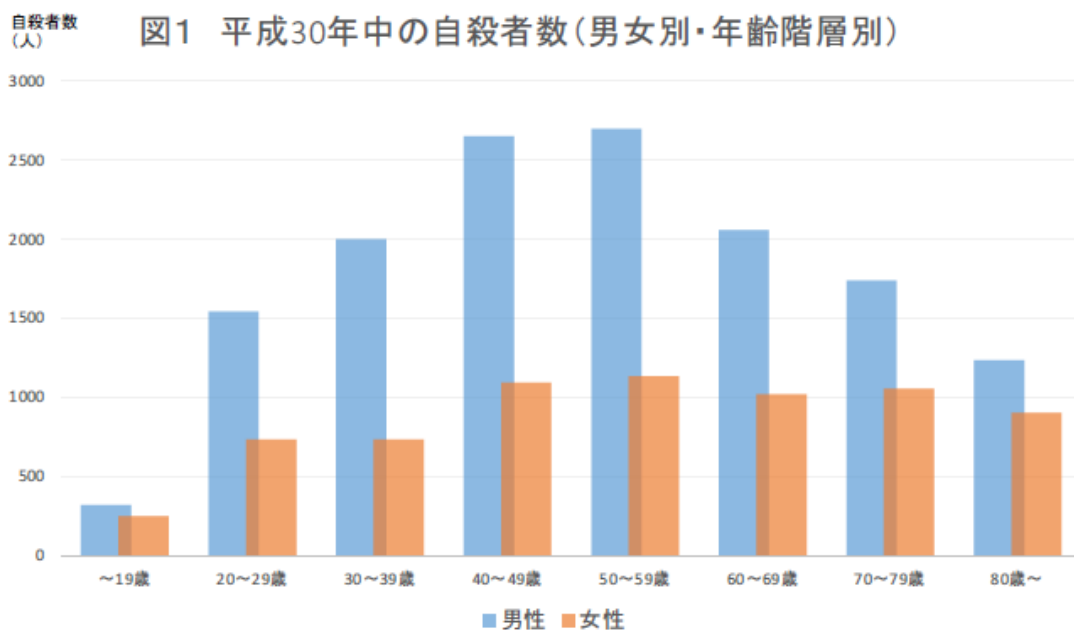
まず、平成 29 年（2017 年）の日本人の平均寿命を見ると、女性 87.26 年に対して男性は 81.09 年であり、男性の方が 6 年以上も短くなっている（内閣府 2019a：133）。世界的に見ても女性の方が長寿である傾向はうかがえるが、国によって男女格差の程度はまちまちであり、中には男性の方が長寿である国もあることから、平均寿命の男女差には、生物学的な性差のみならず、社会制度や文化に根ざした男女間での役割やライフスタイルの違いも影響していると考えられる。

ここに、男性特有のライフスタイル、特に仕事に偏った生活が男性の健康を蝕んでいる可能性をうかがわせる興味深いデータがある。日本人間ドック学会が、平成 24 年（2012 年）の全国約 320 万人の健診データを集計して分析を行ったところ、女性では、生活習慣病の因子とされる、①肥満、②高コレステロール、③高中性脂肪、④肝機能異常、⑤耐糖能異常、⑥高血圧に関する数値がいずれも年齢とともに上昇していたが、男性では、⑤と⑥は年齢とともに上昇していたものの、①～④は 50 歳代がピークで 60 歳代になると低下していた。この結果は、男性は在職中には健康的な生活すらままならないが、退職後には食生活や運動習慣が改善していることを示していると考えられるというのである（朝日新聞 2014）。

自殺の分布からも、男性に対する社会的圧力が心身の健康にネガティブな影響を与えている様子が垣間見られる。図 1 は、平成 30 年（2018 年）の日本の自殺者を男女別の年齢階層別に表したものである。いずれの年齢層でも自殺者の数は女

性よりも男性の方が多くなっており、この年の男性の自殺者数は女性の 2.06 倍である。しかし、そのことと合わせて我々の目を引くのは、男女間での年齢層による自殺者数の分布の違いである。女性では、10 代を除いてどの年齢層でも自殺者の数にそれほど大きな違いはない。しかし男性では、40 代と 50 代をピークとした山形に分布しており、特に中年期の男性に生きる望みを失うほど

追い詰められている人が多い様子うかがえる。また、自殺の動機について見ると、「経済・生活問題」が女性 6.3%に対して男性 21.0%、「勤務問題」が女性 3.7%に対して男性 12.4%となっており、男性では仕事や経済的な理由によって自殺にまで追い詰められる人の割合が女性よりも高い傾向がうかがえる（厚生労働省・警察庁 2019）。



厚生労働省・警察庁「平成30年中における自殺の状況」をもとに筆者作成

男性は、女性に比べて、喫煙や多量の飲酒など健康リスクを高める行動を取る人の割合も高い。平成 29 年（2017 年）の喫煙率（「毎日吸っている」または「時々吸う日がある」）は、女性 7.2%に対して男性では 29.4%と 20 ポイント以上も高く、年代別に見ると、30～50 歳代男性の平成 30 年（2018 年）の喫煙率は約 40%となっている。また、平成 29 年（2017 年）の飲酒率（週 3 日以上、清酒換算 1 日あたり 1 合以上）も、女性 8.6%に対して男性 33.1%と、やはり男性が 20 ポイント以上高くなっている（内閣府 2018a: 56-57, 内閣府 2019a: 137）。

また、中高年のいわゆる「ひきこもり」に該当する人々の大半が男性であることもうかがえる。平成 30 年（2018 年）の内閣府調査によれば、40

～64 歳の 1.45%が、病気や自宅での仕事などの理由以外で自宅に半年以上閉じこもっている「ひきこもり」に該当し、その数は全国で推計 61 万人にもおよぶ。そして、該当者の男女比は、女性 23.4%に対して男性は 76.6%であり、ほぼ 4 人に 3 人が男性となっている（内閣府 2018c）。

さらに、高齢者層では女性よりも男性の方が社会的に孤立しがちであることが、いわゆる「孤独死」に関するデータ（一般社団法人日本少額短期保険協会 2019）からうかがえる。ここでの孤独死とは、「自宅内で死亡した事実が死後判明に至った一人暮らしの人」を指す。平成 27 年（2015 年）4 月から 4 年間での孤独死の男女別内訳は、女性 17.3%に対して男性は 82.7%と圧倒的に男性が多くなっている。ただし、平成 27 年（2015 年）

の単独世帯の男女別内訳を見ると、65歳未満ではいずれの年齢階層においても男性単独世帯の方が多（国立社会保障・人口問題研究所 2018）ことから、比較的若い年齢層における男性孤独死の比率の高さには、男性単独世帯の比率の高さが一部反映されていると考えられる。しかし、平成 27 年（2015 年）の 65 歳以上の一人暮らし世帯の男女別内訳は、女性世帯数 400 万（67.5%）に対して男性世帯数は 192 万（32.5%）と男性世帯の方が圧倒的に少ないにもかかわらず（内閣府 2019c: 10）、60 歳以上の孤独死の男女比率は、女性 16.3%に対して男性 83.7%と圧倒的に男性が多くなっている。それだけ、高齢者層においては、女性よりも男性で社会との結びつきが希薄な人が多いことがうかがえる。

### ●男性の健康と生活の質の向上に向けた対策

以上のように、男性には、少なくとも健康や生活の質に関するいくつかの面において、女性に比べてより望ましくない状態にある傾向が見られる。これらの背景としては、男性の稼ぎ手責任や職業的成功への期待の重さ、弱みを見せずリスクの高い行動を取ることを男らしさと見なす風潮、他人に相談したり利害関係を超越して他人とつながったりすることへの男性自身の苦手意識などが考えられる。

こうした男性たちの状況を改善する対策として、まずは、第 3 節で述べたように、政府や経済界の主導により、女性の就業機会の拡大や男性のワーク・ライフ・バランスの実現を目指した働き方改革を今以上に進めていくことが挙げられる。女性よりも男性に稼ぎ手責任や職業的成功を求める風潮は、女性は男性に比べて雇用や賃金の面で不利であるという実態に対応している。男女の雇用機会の実質的な均等化や男女賃金格差の縮小は、既婚世帯の経済的リスク分散につながるとともに、過剰な経済的責任期待から男性を解放し

てくれるという意味においても、積極的に進められるべきである。

一方、地方自治体レベルで取り組める施策もある。1つ目は、地域の男性たちに向けた、新しい男性のライフスタイルの提案を含む啓発である。先述のような、心身の健康への悪影響や生活の質の低下につながりうる従来の狭く定義された「男らしさ」とらわれることなく、セルフケアに努めること。すなわち、自らの健康管理に気をつけ、危険な行動を避け、無理をしすぎず、自分をいたわり、そして自分の身の回りのことは自分でできるようになる、そんな男性のあり方を、これからの社会におけるポジティブな男性像としてアピールしていくことである。

2つ目は、前節の DV 対策でも触れた男性相談の窓口設置およびその拡充である。内閣府が作成した相談体制整備のマニュアル（内閣府男女共同参画局 2014a）を参考に、DV の加害・被害にとどまらず、男性のさまざまな悩みに対してジェンダーに敏感な視点から対応できる相談体制を確立し、そうしたサービスを男性たちが気軽に利用できる工夫や周知活動が求められる。

3つ目は、男性の居場所づくりである。第 3 節で、子育て期の父親の居場所づくりの必要性を述べたが、それに限らず、中高年、とりわけ一人暮らしの男性たちが社会とつながれる場や機会を地域に設けておくことが、本節で述べたような男性問題の予防・解決につながるものと思われる。

## 6. おわりに一男性問題にどう向き合うか

以上、現在の日本社会においてジェンダー平等の実現が求められる背景と、そこで男性に求められる変化の方向性を確認したうえで、ワーク・ライフ・バランス、暴力、健康と生活の質という 3 つの側面から、男性問題の現状とその解決のための施策のあり方について考えてきた<sup>9</sup>。

<sup>9</sup> 男性に求められる変化の方向性を端的に指し示すフレーズの一例として、筆者もメンバーとして参加している笹川平和財団「新しい男性の役割に関する研究会」が提唱する「シェア・ケア・フェア」が挙げられる。シェア（share）と

これまで、日本の男女共同参画政策において、男性問題に焦点を当てた取組みは極めて少なかった。しかも、その多くは、啓発や学習を通して男性個人の努力にその問題解決を委ねるものであった。しかし、これまで見てきたように、我々の意識や行動のあり方は、経済状況、世間の風潮、家族や働き方に関する法制度、企業の雇用慣行など、社会のマクロな構造と互いに密接に関連している。ジェンダー平等に資する方向へ男性の変化を促すためには、男性に向けた啓発や学習の機会の提供に加えて、法令の改正や十分な予算の確保など、政府のレベルでの抜本的な対策も望まれる。

他方で、これまで述べてきたように、地方自治体においてもできることはたくさんある。国や企業に要請すべきことと地方において率先してすべきことを的確に見極め、地域の実情に根ざしながら、できることから、あるいは最も必要なことから優先的に取り組んでいく姿勢が求められる。

多くの自治体では予算や人員が不足しており幅広い住民サービスが求められる中で男性問題に特化した事業を数多く実施することが困難な自治体も少なくないだろう。また、都市部や大都市郊外の自治体では自治体をまたいで通勤通学する住民が多い地域もあると思われる。そうした地域では、各自治体が得意分野での事業を発展させつつ、近隣自治体同士で連携を深めて互いに補い合うような体制を試みてもよいだろう。

最後に、紙幅の都合で十分に論じられなかった点についても簡単に触れておきたい。男性のDV・性暴力被害者、父子世帯の父親、男性の家族介護者・介護離職者、同性パートナーをもつ男性など、男性の中でも少数派に位置づけられるがゆえに、困難やニーズを把握しにくい人々の支援の充実である。既存の各種支援制度と相談事業の連携を深め、ワンストップ化を実現していくことが望まれる。

---

は、さまざまな活動における責任と利益を女性と分かち合うこと、ケア (care) とは、他者を援助し、自己を大切に、他者からの援助を素直に受け入れること、フェア (fair) とは、女性や他の男性を尊重し公正で対等な関係を築くことである (笹川平和財団 2019, 2020)。

参考文献（URL はすべて 2020 年 5 月 16 日最終確認）

- 朝日新聞（2014）「男性、退職すると健康的に？「食生活や運動週間改善」人間ドック学会調査」『朝日新聞』大阪本社版 2014 年 1 月 21 日夕刊
- 一般社団法人日本少額短期保険協会（2019）「第 4 回孤独死現状レポート」  
[http://www.shougakutanki.jp/general/info/kodokushi/news/kodokushi\\_report.pdf](http://www.shougakutanki.jp/general/info/kodokushi/news/kodokushi_report.pdf)
- 国立社会保障・人口問題研究所（2018）「日本の世帯数の将来推計（全国推計）」  
<http://www.ipss.go.jp/pp-ajsetai/j/HPRJ2018/t-page.asp>
- 厚生労働省・警察庁（2019）「平成 30 年中における自殺の状況」  
[https://www.npa.go.jp/safetylife/seianki/jisatsu/H30/H30\\_jisatunoujoukyou.pdf](https://www.npa.go.jp/safetylife/seianki/jisatsu/H30/H30_jisatunoujoukyou.pdf)
- 厚生労働省 2019 「平成 30 年度 児童相談所での児童虐待相談対応件数〈速報値〉」  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11901000/000533886.pdf>
- Messner, Michael A., 1997, Politics of Masculinities: Men in Movements, Sage Publications
- 内閣府（2018a）『男女共同参画白書 平成 30 年版』
- 内閣府（2018b）「男女間における暴力に関する調査報告書（平成 29 年度調査）」  
[http://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/e-vaw/chousa/pdf/h29danjokan-12.pdf](http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/pdf/h29danjokan-12.pdf)
- 内閣府（2018c）「生活状況に関する調査」  
<https://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/life/h30/pdf-index.html>
- 内閣府（2019a）『男女共同参画白書 令和元年版』
- 内閣府（2019b）「男女共同参画に関する世論調査（令和元年 9 月調査）」  
<https://survey.gov-online.go.jp/r01/r01-danjo/index.html>
- 内閣府男女共同参画局（2014a）「地方自治体等における男性に対する相談体制整備マニュアル（改訂版）」
- 内閣府男女共同参画局（2014b）「地方自治体等における男性に対する相談体制整備マニュアル（別冊）配偶者からの暴力（加害・被害）相談対応」
- 日本 DV 防止・情報センター（2018）『知っていますか？ ドメスティック・バイオレンス 一問一答〔第 4 班〕』解放出版社
- 日本労働組合総連合（2019）「仕事の世界におけるハラスメントに関する実態調査 2019」  
<https://www.jtuc-rengo.or.jp/info/chousa/data/20190528.pdf>
- NWEC（2019a）「男女の初期キャリア形成と活躍推進に関する調査～パネルデータ分析による入社 4 年目までの意識と実態～」
- <https://www.nwec.jp/about/publish/2019/ecdat60000003hi0.html>
- NWEC（2019b）「平成 30 年度男女の初期キャリア形成と活躍推進に関する調査（第四回調査）報告書」  
<https://www.nwec.jp/about/publish/2018/ecdat60000002plv.html>
- 笹川平和財団（2019）『新しい男性の役割に関する調査報告書一男女共同参画（ジェンダー平等）社会に向けて一』  
[https://www.spf.org/global-data/user48/Research\\_Report.pdf](https://www.spf.org/global-data/user48/Research_Report.pdf)
- 笹川平和財団（2020）『男性のシェア、ケア、フェアに向けて「男性の新しいあり方」に関する政策提言』  
[https://www.spf.org/global-image/units/upfiles/123656-1-20200331113306\\_b5e82abe26ba25.pdf](https://www.spf.org/global-image/units/upfiles/123656-1-20200331113306_b5e82abe26ba25.pdf)
- 総務省（2017）「平成 28 年社会生活基本調査 生活時間に関する結果 要約」  
<https://www.stat.go.jp/data/shakai/2016/pdf/youyaku2.pdf>

- 多賀太 (2011) 「育児するサラリーマンー育児ができないつらさ、仕事ができないつらさ」多賀太編著『揺らぐサラリーマン生活ー仕事と家庭のはざままで』ミネルヴァ書房, 第3章
- 多賀太・伊藤公雄・安藤哲也 (2015) 『男性の非暴力宣言ーホワイトトリボン・キャンペーン』 岩波書店
- 多賀太 (2016) 「男性支配のパラドックスー男の生きづらさ再考」多賀太『男子問題の時代？ー錯綜するジェンダーと教育のポリティクス』学文社, 第2章
- 多賀太 (2018) 「男性労働に関する社会意識の持続と変容ーサラリーマン的働き方の標準性をめぐって」『日本労働研究雑誌』 No.699, p.4-14  
<https://www.jil.go.jp/institute/zassi/backnumber/2018/10/pdf/004-014.pdf>
- 多賀太 (2019) 「男性に「今日はお休みですか？」」『大阪日日新聞』2019年11月11日朝刊  
<https://www.nnn.co.jp/dainichi/rensai/miotukusi/191112/20191112034.html>
- WEF (World Economic Forum), 2020, The Global Gender Gap Report 2020  
[http://www3.weforum.org/docs/WEF\\_GGGR\\_2020.pdf](http://www3.weforum.org/docs/WEF_GGGR_2020.pdf)
- 山口のり子 (2016) 『愛を言い訳にする人たちーDV加害者男性700人の告白』梨の木舎

# 主夫が提言するこれからの父親支援

## ～『イクメン』世代のジェンダー観と男性問題～

和田のりあき

(マジックパパ代表)

### 1. なぜ私がこれを書くのか

男女共同参画センターから上記テーマ（『イクメン』世代のジェンダー観と男性問題）の原稿の依頼をいただいて書くに当たり、まず私の立場を明確にしておきたい。なぜなら男性問題にかかわらず全ての社会問題は、その人の置かれている立場によって捉え方が変わるから。私にこの原稿を書く資格があるとすれば、それは私の社会の少数派としての体験からだ。私がこの原稿を書くことにつながる最初のきっかけは主夫になったことだった。

平成8年（1996年）に京都市にある映画の専門学校を卒業し、テレビ制作プロダクションでテレビの報道に関わった。職種はカメラマンとビデオエンジニアだ。平成10年（1998年）の和歌山毒物カレー事件や、平成11年（1999年）の野村克也氏阪神タイガース監督就任で現場に張り付き密着取材をした。競艇の中継で全国の競艇場を周り、月の半分は出張という時期もあった。

平成14年（2002年）に看護師の妻と結婚し、平成15年（2003年）に長女を授かる。2274グラムと小さく生まれた長女を見た瞬間に、この子を置いて月の半分も出張に行きたくないと思った。この子を育てたい。恐る恐る妻に相談した。仕事を辞めて子育てに専念してもいいかと。妻は快諾してくれた。それどころか前向きに喜んでくれた。やりがいのある看護師の仕事で安心してキャリアを積めるからと。こうして主夫の家庭が誕生した。

可愛い赤ちゃんとずっと一緒に居られる。ウキウキして突入した主夫生活、楽しかったのは最初

の2週間だけだった。すぐにしんどくなった。昼間話せる大人がいない。社会に自分の居場所がない。生後6か月の赤ちゃんは暴君のように泣いて私に気を休める暇を与えない。5か月で専業主夫生活をギブアップし、長女を保育園にあずけてアルバイトに出た。

家事育児とアルバイトをしながら保育士資格を取った。なんとなく、次の仕事は子育て関係だと思っていた。市の機関紙で知り登録しに行ったファミリー・サポート・センターの職員さんに「ここで働きませんか」と誘っていただき、子育てアドバイザーになった。この間に次女が誕生した。平成20年（2008年）にテレビでNPO法人ファザーリング・ジャパン（※1）が主催した『子育てパパ力検定』の存在を知り、受検したら成績が良く『スーパーパパ』の称号を得た。その後ファザーリング・ジャパンに入会し、支部として任意団体のファザーリング・ジャパン関西を立ち上げた。

ファザーリング・ジャパン関西を立ち上げた平成22年（2010年）は『イクメン』が世間に認知された年でもあった。新語・流行語大賞のベスト10に入り、イクメンタレントもたくさん活躍し始めた。6歳と2歳の子供を持ち、主夫として家事育児を主に担当していた私はのちに『元祖イクメン世代』に分類されることになる。

平成25年（2013年）に任意団体から法人化したNPO法人ファザーリング・ジャパン関西（※2）の最初の理事長になり、関西を中心にさまざまな父親支援活動をした。小規模保育園の園長と中規模保育園の副園長として保育園の管理職を2年間勤めた。現在はそれらから独立し、マジック



クパパという屋号で子育て講座や親子遊びイベントの講師として全国で活動している。

男性と女性、両方の社会的立場を男性のまま往復しながら生活したり、社会で活動したりしてきた。その視点から『イクメン』個人としての歴史、父親支援の活動者としての実感、そして男女共同参画の未来への提言を書こうと思う。

## 2. イクメン世代の実感

16年前の平成16年(2004年)に長女の保育園生活が始まった。毎日の送迎は私の役目。長女がお世話になった保育園は園児120人の大規模園。その中で毎日の送迎を父親がしている家庭は当時、和田家だけだった。父親が全くいなかったわけではない。送迎には父親の姿も見られた。けれどもレギュラーで父親が毎日の送迎を担当している家庭は他になかった。16年後の令和2年(2020年)現在、毎日の送迎を父親がしている家庭は全く珍しくない。朝の送りに限定すれば2割の家庭が父親だ。

自分自身にも葛藤があった。長女を保育園に送迎し始めた当時、毎日送迎する父親の姿が珍しかったこともあって、同じクラスの母親たちがよく声をかけてくれていた。「お父さんが毎日送迎してくれるなんて羨ましいです」。それに対して私はいつも言い訳をしていた。「ウチは僕の方が働く時間が短いので」。とても微妙な言い回しだ。私は主夫でパートタイマーだったのだけれど、それを素直には言えなかった。男性としてどこかに引っかかりがあったのだ。「ウチは妻が主に働いて僕は主夫です」と素直に答えられるようになるまで1年を要した。

それから6年後の平成22年(2010年)、『イクメン』という言葉が広まり始めた。新語・流行語大賞や、イクメンタレントが売れるのを私は嬉しく感じていた。自分の時代がやってきたと思った。と同時に違和感もあった。育児をする父親、『イクメン』は世間から褒められる。「父親なのに子育てをするなんて偉い!」。保育園の送迎で「お父さん

が毎日してくれるなんて羨ましい」と言ってくれた母親と同様の褒め言葉。

でもそれはおかしい。父親も母親も同じ『親』なのだ。親が子育てをするのは当然のこと。私も保育園で羨ましがられた当初は嬉しかった。けれども夫婦の役割分担で当然のことをしているのに羨ましがられることに違和感も募っていた。自分が褒められる半面、妻への風当たりがやや強いこともあった。「夫に家事育児をさせてあなたは何をしているの?」。妻に直接言う人は少なかったけれど、会話の端々にそんな疑問符を感じることは多かった。妻は仕事をして稼いでいる。もし妻が男性ならば『イクメン』と褒められるくらい家事育児の役割も果たしているのに。

『イクメン』という言葉が嫌いな父親もいる。自分が子育てをしていない罪悪感からではない。子育てをしている父親が、自分は当たり前に行っている役割に『イクメン』というレッテルを貼られることが嫌なのだ。

平成27年(2015年)にフランスのリベラシオン新聞の取材を受けた。育児をする父親グループであるファザーリング・ジャパンが珍しいので記事にしたいとのこと。日本よりも男女共同参画が進んでいるフランス。インタビュアーの男性記者に逆に聞いてみた。「フランスに『イクメン』に当たる言葉はあるか?」。記者は不思議そうに答えた。「ない。あるとすればそれは『父親 (père)』だ」。

イクメンブームの始まりから10年、『イクメン』という言葉も一回りして、必ずしも褒め言葉ではなくなっている。『週末イクメン』『なんちゃってイクメン』『SNSイクメン』など、イクメンアピールする男性を揶揄する言葉も広まっている。でも10年以上前の父親は外向けにアピールもできないほど子育てをしていなかったのだ。

街の景色は変わった。乳児連れで外出しているご夫婦、その多くは父親が子供を抱っこしたりベビーカーを押したりしている。イクメンブームの始まりから10年後の令和2年(2020年)1月25日の新大阪駅、新幹線の待ち時間30分間に観

察してみた。私の前を通った乳児連れのご夫婦は78組。そのうち64組の乳児は父親に抱っこされる、もしくはベビーカーを押されていた。父親率は実に82%。いつの間にか日本の子育ては16年前からは想像がつかなかった風景になっている。少なくとも家の外では。

### 3. 父親支援の移り変わり

父親の育児支援活動を始めた平成22年(2010年)当時、行政から依頼を受ける父親講座の目的で一番多かったのは「父親を子育てに参加させること」だった。タイトルの例を挙げると「イクメンのすすめ」「パパも子育て楽しもう」「父親の家庭参画で家族もハッピー!」といったもの。実際、イクメンという言葉が広まっても子育てに前向きな父親は少数派だった。

平成22年(2010年)、とある市が日曜日に開催した父親講座で一般申し込みが1人だったことがある。仕方がないので市の男性職員を動員して、なんとか8名に参加者を増やして実施した。それぐらい子育てに関心を持って学ぼうとする父親は少数派だった。他の父親講座では一般申し込みが10人あったけれど、そのうちの8人は妻が申し込んだので仕方がなく来たというケースであり、平成25年(2013年)くらいまでは妻の申し込みが多数派だった。でもその比率は年々下がって行き、私が担当した講座の中では平成28年(2016年)に開催した岸和田市の父親講座で、初めて全員が自分で申し込んだ父親の前で講座をすることができた。その時の参加人数は12人だった。

父親支援活動にご依頼いただく講座の中で、父親を子育てに参加させる目的の他に目立つ目的が3つあった。どれもイクメンがすっかり社会的に認知された平成25年(2013年)ごろから急増した。『夫婦関係』と『イクジイ』と『イクボス』だ。

『夫婦関係』は父親たちの中のイクメン率が増えたことへの副作用だ。当初、イクメンのイメー

ジはキラキラとした極めて肯定的なものだった。父親が子育てに参加すれば、妻は楽になり子供は豊かに成長し家族みんながハッピーになる。イクメンの代表はつるの剛士に杉浦太陽に照英。どの家庭もすごく幸せそうだ。でもそれは誤解だった。イクメンタレントたちの家庭が実際にどうかはわからない。けれども、現実に出会った家庭の話を知ると、夫がイクメンである方が夫婦喧嘩は増えるのだ。

これまで妻が一人の考えで自分の責任で引き受けていた子育てに夫が別の考えややり方を持ち込んでくる。これで摩擦が起こらないはずがない。この摩擦を乗り越えたところに夫婦の進化があるのだけれど、そこにたどり着くはるか手前で悩んでいる夫婦が増えた。『夫婦関係』講座の種類は大きく分けて2種類だ。妻だけを対象にした講座の目的は、夫を育児に巻き込む方法を伝えること。夫婦を対象にした講座の目的は、夫婦コミュニケーションのコツを伝えること。不思議なことに夫だけを対象にした「妻に育児をやらせてもらう方法」という講座はほとんどない。これはこれからの課題として後述する。

『イクジイ』はイクメンから発展した言葉だ。子育ては母親一人では大変だし、夫婦二人でも大変な役割だ。そこでおじいちゃんの出番です。というわけだ。どうして『イクジイ』だけで『イクバア』がないのかといえば、おばあちゃんの多くは何も言わなくてもすでにやってくれているから。孫との関わり方がわからないのは圧倒的におじいちゃんが多い。『イクメン』があるのに『イクウーマン』がないのと同じことだ。

祖父世代のほとんどは我が子の子育て経験がない。でも孫が生まれたら可愛い。かまってやりたい。でもやり方がわからない。そんなおじいちゃんたちに現代の子育て知識と孫との関わり方をお伝えする。受講した祖父母世代の男性は口を揃えておっしゃる。「孫や身近な子供に関わって子世代への罪滅ぼしをしたい」「こういった子育ての知識を40年前に習いたかった」。私の父もそんなおじいちゃんだった。私は父に遊んでもらっ

て楽しかった記憶は一つもない。そんな父が平成27年（2015年）に京都府とファザーリング・ジャパン関西の共同で開催した子育て講座に参加した。受講してから父は京都市の小学生対象の放課後事業に有償ボランティアで参加し始めて今も続けている。人は何歳になっても変われるものだし、潜在的に孫育てや地域の子供に関わりたい祖父世代はたくさんいる。

『イクボス』は家庭ではなくて職場を変えることが目的。父親の子育てのネックの一つ、長時間労働に象徴される男性の仕事優先文化に対する取り組みだ。イクメンが生まれた当初からこのテーマは『ワーク・ライフ・バランス』として課題に上がっていた。仕事と生活の時間配分・労力配分を上手くして人生を充実させようというのが『ワーク・ライフ・バランス』だ。しかし、いくら父親個人がそれをしたくても職場の仕事優先の文化に阻まれてしまう。上司の理解がなければ子供の保育園や習い事の送迎のために定時で帰りにくい。子供の行事や病気でも休みを取りにくい。育児休業なんてはるか遠い夢になってしまう。

部下の生活面にも配慮できる上司が『イクボス』。それが社会に求められている。令和元年（2019年）から始まった政府の『働き方改革関連法』によってそのニーズは増え続けている。10年前、父親個人に努力を求めて始まった父親の子育て支援は、夫婦から多世代へ、そして職場をも巻き込んでその対象は広がっている。

#### 4. イクメンの壁

父親の子育てを阻んでいる壁を個別に具体的に見ていく。イクメンブームから10年経っても、未だに日本の多くの家庭で家事育児を主に担当しているのは妻だ。6歳未満の子供を持つ妻の家事育児時間は1日あたり7時間34分に対し、夫は1時間23分に過ぎない。（※3）。

そんな日本の環境の中で家事育児に取り組もうとする男性を阻むもの。それは世間の空気と職場の対応、そして妻との関係だ。『秘密結社主夫の

友』（※4）という団体がある。男性の家庭進出を促進するために全国から70人の主夫が集って活動している。私もそのメンバーだ。主夫仲間から聞いた世間からの対応を列挙してみる。

最初の壁は世間の空気だ。平日昼間に子供と出歩いていると不審そうな目を向けられる。目を向けられるくらいならまだいい。ある主夫は夕方、1歳の息子に電車を見せるために線路脇のフェンス外の道で息子を抱っこしていたら「早まらないように」と声をかけられたという。妻に先立たれて絶望した父親が息子と心中をするのではないかと心配されたのだ。新幹線で2歳の娘と出かけていて、ぐずった娘をデッキであやしていた父親が誘拐を疑われて通報されたことはニュースにもなった。

もちろん心配して声をかけたり、子供を守るために通報したりすることを一概に否定するわけではない。その声かけが正解の場合もあるからだ。ただ、これらの場面で子供と一緒にいるのが母親だったら、その人たちは声をかけたり通報したりしたのだろうか。

もっとささいな事例もある。これはすべての主夫が声を揃える体験談だ。平日昼間にセールスがくる、もしくは電話がかかってくる。そのセールス内容が子供の習い事や塾に関することならば「奥様はいらっしゃいますか？」という質問から始まる。そして「妻は仕事に出かけています」と答えると、ほとんどの場合「失礼しました」とセールスをやめる。セールスが必ずしも嬉しいわけではないけれど、家事育児を主に担当している主夫の立場からはがっかりする対応なのだ。

次の壁は職場の対応。女性の育児休業取得率が82.2%なのに対し、男性は6.16%（※5）の現状において、男性が仕事と家事育児を両立するのは女性とはまた別の理由で困難だ。世間の空気としてわかりやすいのが令和2年（2020年）、小泉環境大臣の育児休業取得に対するの反応。大臣の役割を放棄して家事育児に専念すると言っているわけでも、数か月がっつりと育児休業を取られるわけでもない（個人的はこれくらいされてもいいと

思うが)。仕事と生活の一部を育児に使うというだけで賛否両論の大騒ぎになる国。一般の父親が育児休業を取得するのに躊躇してしまうのも理解できる。

職場においての個人的な思い出を書いておく。妻が1人目を妊娠中、私はテレビ制作プロダクションに勤めていた。カメラマンといっても常に現場に出動しているわけではなく本社勤務の日もある。妻が妊娠高血圧症候群でとても心配な状況の時があった。核家族の夫である私はその2週間の本社勤務の日は残業をせずに、定時であがっていた。ある日上司から直接声をかけられた。「どうして自分だけ残業をせずに帰るのか。他の同僚や上司が残業をしているのに一人で先に帰るような人間とは、今後協力して仕事ができない」。

念のために書いておくが、その2週間、私が必要な仕事を放置したわけではない。効率を上げ優先順位をつければ、定時の帰宅が可能だったのだ。自分の仕事を終わらせても「みんな」が残業しているのならば残業する。そんな文化の職場だった。私の思い出は16年前のものだけれど、今も育児休業取得を希望したり、家族を優先する働き方をしたりする父親に似たような声がかかる職場の話はよく聞く。

最後の壁は妻との関係。『嫁ブロック』や『妻の壁』と呼ばれるものだ。父親講座を受講する夫から受ける相談に多い。家事育児のやり方に関する妻からのダメ出しだ。がんばっている夫にとってこれほどがっかりすることはない。たとえば、洗ったお皿の洗い方、洗濯物の干し方畳み方、作った料理の味付けに栄養バランス、子供の世話の仕方、遊び方に声の掛け方、などなど内容は夫婦によってさまざまだ。けれども共通しているのは、普段家事育児を主に担当している妻が夫の家事育児のやり方に満足できずにダメ出しをしてしまうというもの。

家事育児をした上でのダメ出しならまだマシだ。家事育児をやりたくても妻に断られてやらせてもらえない、という訴えもある。この理由はもちろん夫側にも妻側にもある。だけれどもここで

はその理由には深入りせずに、こういった世間や妻からの対応を受け続ける夫はしんどいし、『イクメン』以降にこういう夫の悩みも増えているということのみを、夫の立場から書くにとどめておく。

## 5. 父親グループの希望

平成22年(2010年)当時に多くの行政や民間が取り組み始めた父親支援事業の中には、父親のグループを作ることを目標の一つとしているものが多かった。ファザーリング・ジャパン関西が兵庫県の委託を受けて実施した『お父さん応援講座』では、講座の最後にならざるワークショップを実施し参加した父親同士の交流を図った。トヨタ財団の助成を受けて『子どものしあわせプロジェクト』と協同した『未来に続くお父さんリーダー育成支援』(※6)は当初から父親グループの活動を支援することが目的だった。

ファザーリング・ジャパン関西のメーリングリストにあるパパが投稿した。メンバー同士の連絡用に開設してから半年後の平成22年(2010年)秋だ。「自分では子育てをがんばっているつもりだけど、妻が認めてくれなくてつらい」。その投稿にはたくさんの返信が入った。アドバイスするもの、共感するもの、そして自分も書きたかったけど書けなかった、よく書いてくれた、というもの。

育児に前向きに取り組んでいる『イクメン』は少数派だし、周囲に公言している父親はさらに少数派だ。前項で書いたような家庭での育児の悩みを共有できる相手は極めて少ない。自分はイクメンでもご近所にイクメンはいない。職場の同僚や上司では仕事での利害関係があるために、家庭や子育ての悩みを打ち明けたり共感したりしにくい。ファザーリング・ジャパン関西のメンバーもそうだった。だから『父親』というキーワードだけで集ったそのメーリングリストで、一人のパパが打ち明けた悩みに共感が広がり話題が盛り上がったのだ。

こういったさまざまな形の父親グループがで

きることが父親たちの情報交換の場になり、育児の知識やスキルをアップすることにつながる。でもこれに一般の父親が参加するには課題もある。それらのグループが参加できる場所や時間に活動しているかどうかということ。そしてグループを続けていけるかどうかということだ。私は2人の娘がお世話になっていた保育園で『パパ会』という取組みをしていた。同じ保育園に通う父親たちに声をかけて、飲み会をしたり保育園の行事で子供たちを楽しませる出し物をしたりしていた。しかし、その取組みは私の下の子が保育園を卒園すると、引き継いでくれるリーダーがいなくなり自然消滅した。

小学校ではおやじの会というものがある。形態はさまざまだけれど、保護者の父親たちがPTAや学校と協同して子供たちを楽しませるさまざまな取組みをしている。そこでも重要な課題の一つが後継者不足だ。おやじの会を始めたメンバーの子供の多くが小学校を卒業していて、ほとんどがOBというおやじの会もあると聞く。それらを乗り越えて、これからはご近所同士で身近に気軽に父親同士が交流できる地域が増えればいいと思う。隣のイクメンだ。

この10年で変わったことがある。育児に前向きに取り組んでいる父親が少数派から多数派に変わりつつあるということだ。それは各種意識調査のデータをわざわざ確認しなくても、街の風景を見ているだけでも推察できる。第2節で書いた乳幼児の夫婦の外出風景だ。

子育て講座の風景も変わった。性別を限定しない普通の子育て講座に母親だけでなくご夫婦で、あるいは父親だけで参加されることが増えた。令和元年(2019年)に茨木市で開催した子育て講座。親子で遊んだ後に父親と母親に分かれてグループを作ってもらいワークショップをした。その際、子供は父親でも母親でもどちらでも好きな方で過ごしてもらった。なんと15組の夫婦の子供は全員が父親を選び、ワークショップの間ずっと父親のそばで過ごした。

元祖イクメン世代が直面している問題がある。

それは思春期の子供との関わり方だ。思春期の子供との関わりは乳幼児期の関わりとはまた全然違う難しいもの。元祖イクメン世代には先輩のロールモデルがないし、ご近所にすぐ相談できるパパ友もほとんどいない。しかし、これからの父親は子供が乳幼児期からご近所にパパ友がいて、子供が思春期になっても情報交換しあえる関係性を作っていけるかもしれない。明らかに父親の意識は変わったし、子育ての風景も変わった。これからはそんな父親たちがご近所でも自身の子育てを自然に共有し、パパ友関係を作っていってくださることを願う。

## 6. 男女共同参画事業への提言

この10年間、いろいろな行政の父親支援事業を請け負ってきた。それはNPO法人として企画提案から関わった事業もあり、講師として受託した場合もある。それらの経験からこれからの父親支援、その中でも講座の企画についての具体的な考え方をご提案して、この文章の結びにしたい。

まずは対象。これは誰よりも父親本人が優先だ。今現在、子育てに興味関心がある父親に向けて、父親の子育てのメリットを伝えること。子育てに関わりたいけれど、職場の状況や妻との関係で育児に関わりにくい状況におかれている父親は多い。そんな父親たちが自信を持って子育てに関わるために背中を押せるような講座。

父親講座で常に課題となるのが、参加するのはすでに子育てに意欲のある父親ばかりで、本当に届けたい子育てに関心のない父親が参加しないということだ。その課題は募集対象の書き方で緩和できる場合がある。父親を主な対象とするが、そこに母親も参加可とする。これが夫婦ともにいちばん申し込みがしやすい。主な対象を父親と書くことで、父親には自分のための講座ということが伝わりやすくなり、母親も可とすることで妻から夫を誘いやすくなる。

それでも参加しない父親への啓発のために、母親向けの講座を実施するのも効果的だ。夫婦で子

育てをされているのなら、夫婦で同じ講座を受けて共通認識を持ってもらうのが理想的。しかし、それが難しい場合は、別の方向からアプローチする方法がある。妻から夫を子育てに誘うためのコミュニケーション方法をお伝えする講座。平日に実施すると母親の参加がとても多い。無関心な夫に困っている妻がいかに多いかを実感している。この母親講座の中でも父親育児のメリットをお伝えすることで、妻が夫を遠慮なく子育てに巻き込む後押しができる。

次に講座の内容や目的について。講座の内容を大きく2通りに分けてみる。ここでは家事・育児・遊びなどのジャンルではなくて目的で分ける。その講座を通して父子・夫婦に何を得てもらうのか、どう生活に生かしてもらうのかという目的。一つは父子の共有体験、もう一つは夫婦間の家事育児のシェアだ。

父子の共有体験の内容はなんでも構わない。親子と一緒に楽しむ時間を作る。それは特別な遊びでもいいし、ごく普通の絵本読み聞かせでもいい。父と乳幼児と一緒に過ごす時間を作り、過ごす方法の選択肢をたくさん持つことによって愛着関係がより強くなる。それは乳幼児期の子供の安定につながり、将来の子供が思春期にさしかかり不安定になった時にも、父親として子供と関わるための土台になる。

次に夫婦間の家事育児のシェアについて。これは主夫としての私見だ。男性向け料理講座の定番に『そば打ち』がある。そば打ちがいけないということではない。だけれどもそば打ちは家事ではない。家庭での家事を伝えるという意味ではあまり効果的でないと感じる。男女共同参画で父親支援の講座ならば父親が家庭料理を楽しむ内容にしていだければと思う。これは料理に限らない。全ての家事は特別なことではなくて、日常的に夫婦で取り組むもの。パパ料理研究家の滝村雅晴氏が勧めるトモシヨク Project (※7) や、NPO法人 t a d a i m a ! (※8) の家事シェアはこのような考えによるものだ。

父親・夫婦・母親、それぞれを対象にしての父子の共有体験と夫婦間の家事シェアが、これからの『イクメン』に重要な支援だと考える。ただ、子育ては母親だけではできないし夫婦2人だけでもできない。これらに加えて祖父母世代に自信を持って孫に関わってもらったり、地域住民による子育てサポーターを養成したりするような講座を実施すれば、子育てに奮闘する父親母親への大きな支えになる。

いずれにしても対象を明確にすることが重要だ。たとえば対象が父親ならばその父親が「自分のための講座」だと感じられること。それが結果的に父親の子育てを促進する最も強い力になる。たとえば私自身は12年前に『子育てパパ力検定』を自分のための検定だと勝手に確信して受検したことが、現在に至るまでの活動の原点になっている。

私が主夫になったのは自分が子育てをしたいというごくごく個人的な動機からです。でもそこからはたくさんの壁がありました。もっと父親が自然に子育てを楽しめる社会にしたい。そのために家庭・職場・行政、様々な側面から応援をお願いいたします。

## 参考文献

- ※1 NPO法人ファザーリング・ジャパン  
<https://fathering.jp/index.html>
- ※2 NPO法人ファザーリング・ジャパン関西  
<https://fjkansai.jp/>
- ※3 内閣府 6歳未満の子供を持つ夫の家事・育児関連時間（1日当たり・国際比較）より  
<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/data/ottonokyouryoku.html>
- ※4 秘密結社主夫の友（NPO法人ファザーリング・ジャパン）  
<http://xn--tiq99x.com/>
- ※5 厚生労働省 平成30年度雇用均等基本調査（速報）より  
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/71-30.html>
- ※6 子どものしあわせプロジェクト 未来に続くお父さんリーダー育成支援  
<https://kodomosiawaseprj.wordpress.com/>
- ※7 株式会社ビストロパパ  
<https://www.bistropapa.jp/>
- ※8 NPO法人 t a d a i m a !  
<http://npotadaima.com/>

# ジェンダーセンシビリティと当事者性に基づく男性相談のあり方

## ～『男』悩みのホットラインの活動と男性の居場所～

福島充人

一般社団法人日本男性相談フォーラム 代表理事

カウンセリングオフィス天満橋 相談員

濱田智崇

京都橘大学健康科学部心理学科 准教授

カウンセリングオフィス天満橋 代表

一般社団法人日本男性相談フォーラム 理事

### 1. 男性相談の現状

任意団体「『男』悩みのホットライン」（以下、ホットライン）は、平成7年（1995年）11月に男性が悩みを相談するための電話相談窓口として日本で初めて開設されました。そして現在では、全国で70か所以上の自治体が男性向けの悩み相談窓口を開設しています。

#### （1）実施回数と件数

ホットラインは開設以来およそ24年間（平成31年（2019年）3月末まで）で749日実施し、延べ3,682件の電話を受けました。これは1日（19時から21時までの2時間）につきおよそ5回受話器を取っていることとなります。ホットラインは一回線ですので、受話器を置くや否や電話が鳴りだすということも珍しくありません。需要の高さから開設当初は月に2日だった実施回数を毎月3日（第1・第2・第3月曜日）に拡充しました。

#### （2）寄せられる相談

「性に関する悩み」はホットラインを代表する相談内容（表1）です。開設当初は全件数の2

割ほどでしたが、2000年代に入ってから右肩上がりに増え、平成20年（2008年）には年間件数の65%を占めました。ホットラインの活動が時代の流れとともに認知され、またインターネットの普及などで「性に関する悩み」を話せる場として知られることになった結果かと思われます。

次に多い相談内容は「自分の性格・生き方に関する悩み」です。開設当初からおよそ15%で推移してきましたが、近年は増加傾向にあります。

夫婦間の問題は10%弱で、DVに関する相談は開設から4年ほどは0件だったものが平成13年（2001年）には26%まで伸び、近年は再度減少しています。これは平成13年（2001年）のDV防止法施行が影響していると思われます。社会的な関心の高まりによって、相談件数が増加し、法の成立と同時に、公的なDV相談の窓口が開設されたことで、相談者がホットライン以外の窓口も利用するようになったと想像されます。



表1.相談件数と割合  
(1995年11月から2018年3月)

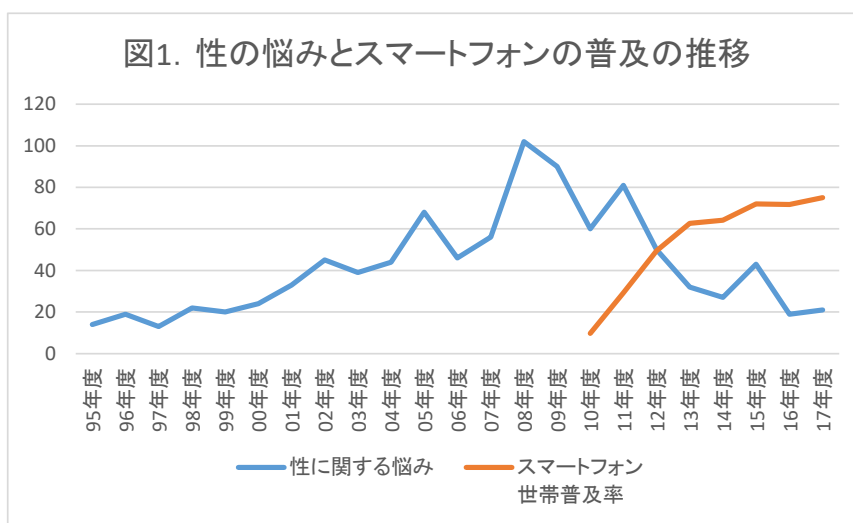
	相談内容	件数	(%)
1	性	990	40.1
2	性格 生き方	433	17.5
3	夫婦	213	8.6
4	仕事	188	7.6
5	DV	180	7.3
6	その他	156	6.3
7	家族	109	4.4
8	問合せ	89	3.6
9	男女間	88	3.6
10	金銭	15	0.6
11	TS・TG*	7	0.3
	合計	2,468	100.0
	無言	1,124	【30.5】
	対象外	90	【2.4】
	【合計】 (受話器を取った回数)	3,682	【100.0】

\*トランスセクシャル・トランスジェンダーの略

表2.相談件数と割合  
(2015年4月から2018年3月)

	内容	件数	(%)
1	性格 生き方	123	33.2
2	性	85	23.0
3	その他	42	11.4
4	仕事	36	9.7
5	夫婦	28	7.6
6	家族	15	4.1
7	男女間	15	4.1
8	DV	12	3.2
9	問合せ	10	2.7
10	金銭	2	0.5
11	TS・TG*	2	0.5
	合計	370	100.0
	無言	192	【33.7】
	対象外	7	【1.2】
	【合計】 (受話器を取った回数)	569	【100.0】

\*トランスセクシャル・トランスジェンダーの略



スマートフォン世帯普及率（出典）総務省「通信利用動向調査」

### (3) 近年の相談内容の傾向

平成 27 年（2015 年）からの 3 年間のデータ（表 2）を比較すると性に関する相談の割合が 40.1%から 23.0%に減少し、性格や生き方に関する相談の割合が 17.5%から 33.2%に増加しています。これは性に関する一般的な知識や考え方をインターネットなどで簡単に手に入れることができるようになったことが要因の 1 つと

考えられます。それまでも個人がインターネットに触れることのできる環境がありましたが、スマートフォンの普及によって誰もがより手軽に知りたい情報にアクセスできるようになったといえます。

性格や生き方に関する相談が増えたことについては第 2 節で考察したいと思います。

#### (4) 男性相談からみえる男性の心理

男性相談を利用する相談者の傾向(濱田,2018)を簡単に紹介します。

##### ①「かくあるべし」の縛り

「自分の問題は自分で解決すべき」「仕事で成果をあげなくてはならない」といった‘できること’を前提にした「かくあるべし」というプレッシャーにさらされ、目に見えない期待に応えようと孤軍奮闘する人が多くいます。

この「かくあるべし」というプレッシャーの厄介な一面は自分自身を縛るだけではなく、矛先が他者に向くと価値観を押し付けたり相手を思いのままにコントロールしようとしたりすることでパワハラやセクハラなどのトラブルを招くことがあります。

##### ②ジェンダー・バイアス

「男の子でしょ、我慢しなさい」「くよくよするな、女々しい」など困難な状況で男性であることを理由に「強く」「タフで」いることを求められた経験のある男性は少なくないでしょう。こうした男性に屈強さを求める文化は映画やドラマなどでも古典的な男性像としてよく描かれます。

いわゆる「男らしさ」によって困難の本質が見えづらくなってしまっていることが大きな特徴といえます。たとえば、困難な状況に直面した際に、つらい、悲しい、情けないといった感情は「男らしくない」という理由で排除されてしまいます。その結果、感情を抑えていかに問題に冷静に対処できるかという‘解決思考’に偏っている男性が多いのも特徴であるといえます。男性であるがゆえに強くあらねばならず、相談をすることは自身の弱さを露呈することになります。つまり、‘男性’と‘相談’というのは古典的な価値観からすると同時に存在し得ない矛盾をはらんだ存在であり、「男らしさ」が「相談」から足を遠ざけるという皮肉こそが男性相談における大きなハードルの1つになり得るのです。

##### ③自身の気持ちを語る経験の乏しさ

男性相談でよくあるのが、相談したい内容について時系列に理路整然と説明し、一通り説明が終わると「で、どうすれば良いですか?」と解決方法を求めるというものです。あたかも、「わたしはきちんと『相談した』のだから、責任をもって答えてくれるでしょう?」と言わんばかりの態度をとり、ともすると解決策が見つからないことで相談員を責めることすらあります。

幼い時から「泣くな」「弱音を吐くな」と言われ、大人になってからは「効率を上げろ」「結果を出せ」とプレッシャーにさらされた結果、自身のネガティブな気持ちを表現する場が奪われます。本来、助けを求めたい状況下でさらに責められてしまうわけですから「相談する」「気持ちを打ち明ける」という行為は非常に危険な選択肢になり、自身を守るためには攻撃的な態度をとらざるを得なくなるのもうなずけます。

しかし、日常でそうした言動を繰り返すと人間関係は破綻してしまいます。男性相談はそうしたネガティブな感情に直面している男性に寄り添い、情けなさや弱さを見せる練習の場所にもなっています。

## 2. 代表的な相談内容

ここではホットラインの活動を中心に男性相談に寄せられる代表的な相談内容について紹介したいと思います。

### (1) 性に関する相談

ホットラインにもっとも多く寄せられる相談の1つが「性に関する悩み」です。男性が男性の相談を受けるというホットラインの特徴を活かすことができる相談内容と言えます。

時には相談者が性的興奮を得る目的で利用しているのか、セクシャリティのことで本当に悩んでいるのかの判断がつきにくいこともあります。相談窓口によってはこうしたわかりづらい相談を「セクステレフォン」として受け止め

てしまうことがあるかもしれませんが、ホットラインでは可能な限り1つの悩みとしてとらえ、向き合います。セックステレフォンと思われるような内容を繰り返すリピーターの場合でも、話を重ねるうちに、その人の本当の悩みを話すようになるといったことを我々は経験しています。

男性にとっての性の悩みは実に多種多様で、「男らしさ」と直結しやすく、非常に大きなウェイトを占める問題であるにもかかわらず、その性質上、正面きって取り扱う場が少なく「こんなこと、よそでは話せないのですが…」 「どんなことでも（相談して）良いですか？」とためらいと恥じらいまじりで話し始めた相談者が「こんなこと友だちやお医者さんにも話したことがなかったけど、話せてよかった、ありがとう」と声を弾ませることすらあります。それだけ男性が真剣に性のことで悩んだとしても、なかなかそれを打ち明けられる相手というのは少ないのです。

#### ①性器に関する悩み

大きさについて、形について、あるいは包茎であることなど、だれにも相談できないまま一人で悩み続け、ホットラインに電話をしてくるケースは珍しくありません。これは思春期の若い世代に限ったことではなく、さまざまな世代からの相談が寄せられます。

#### ②性的嫌がらせ・性被害

性器について悪口を言われる、触られる、人前にさらされるなどの嫌がらせを受け、深く傷ついている人は少なくありません。男性が被害者になることそのものが、一般的に想像してもらいやすい状況ではないこと、また、それ以前に「男らしさ」のプライドから、「自分が被害にあっているという受け入れがたい事実」を受け入れることが困難なケースも多いと推測されます。

#### ③性行為に関する悩み

価値観として「勃起」と「男らしさ」を切り離すことが困難であることは容易に想像できます。それゆえに「勃起障害」は「男らしさの喪失」の象徴的なできごとになり得ます。また、勃起障害についてパートナーに受け入れてもらえるか否かというのは非常に大きな問題で、場合によっては自身について男性としての欠陥があるかのようにとらえられることすらあります。

#### ④セクシャリティなどについて

性自認や性指向など、‘あり方、見え方、見せ方’などに関する相談です。

「わたしはゲイです。そういう相談は他にもありますか？」 「女性の服装をしたいけど、どう思われるか心配」といった環境や文化的な価値観からくる「受け入れてもらえなさ」とそれに伴う傷つきに関する相談は後を絶ちません。

#### ⑤性に関する行動化について

付きまとい、わいせつ物陳列、セクハラなど相談の中には犯罪行為と思われるものもあります。

例えば、「一度はフラれたんだけど、自分の真剣な気持ちを伝えるために頑張りたい。返事は一度もないけど、読んでいると思うのでメールを続けようと思う。そういえば、明日は仕事がないはずなので直接会いに行ってみようと思う」といった相談には、客観的には行動に移すことで相手が迷惑することや、場合によっては不安な気持ちを与える可能性が高いことを伝え、寂しさや受け入れてもらえない傷つきなどの気持ちについて相談者が扱えるように寄り添います。

### (2) 夫婦間の問題

#### ①子育て

従来「男は稼いで家族を養う」という価値観が強くあり、現在も根深く残っています。一方で近年、イクメンという言葉が象徴するように男性の子育て役割のあり方に注目が集まってい

ます。「本当はもっと子育てをしたいけれど、仕事に追われてしまって」「自分なりに子供の世話をしているが、母親（役割）は二人もいないと言われてしまった」など子育てに関する相談があります。

近年、8050 問題といわれているように年金で生活をしている親が、定職についていない子供といかに関わるべきかといった相談も寄せられます。「自身がいかに家族のために身を粉にして働いてきたか」「自身の子育ては間違っていたのではないか」と子供が小さなときに仕事に追われて関われなかったという負い目や、それでも一生懸命やれることはやってきたという自身の人生を肯定したい気持ちなどが複雑に入り混じった感情が見え隠れします。また、子供のひきこもりを認めると自身の生き方を否定するように感じる相談者は少なくありません。そのような場合、「ひきこもりの解消」に焦点が当たり続け、話題の中心にいるはずの子供の気持ちについてなど話題が及ばないこともしばしばです。

## ②離婚

「家に帰っても飯を作っていない」「掃除をしない」といったパートナーへの不満や、「これまで我慢してきたが妻の一方的な要求に耐えられなくなった」「延々と愚痴や不満をぶつけられることにもう疲れた」など相談内容は多岐にわたります。

調停離婚に関するものでは、「妻が子供を連れて出て行ってしまった」「連絡を取ろうとしたが、メールも電話もつながらない」「生きる意味を失った」など目の前からいなくなったことに焦り・戸惑い・不安・あきらめ・怒りなどさまざまな感情が入り混じった混沌とした状況にある相談者と時間を共有することもあります。

## ③親権

親権について「離婚については百歩譲って妻の言う通りにしても良い。何よりも子供と会えないことがつらい」「子供との時間が失われてい

く。もう自分のことを覚えていないのでは、と思うと心が引き裂かれそうだ」「大好きな子供に‘パパは悪い人’と言われていてのではないかと心配だ」と子供と生活できなくなった父親の悲痛な声は表現しがたいものがあります。これは現在の親権制度の限界に関する相談でもあり、「見通しの立たない、待つしか選択肢のない状況」は男性の子育ての機会を奪いかねず、孤独に追いやることにもなります。

## (3) DV

夫婦間の問題や親子関係の問題の背景には DV の問題があることが非常に多くあります。

### ①加害

ホットラインの開設時の1つの目標は DV 加害者の救済でした。加害者が適切な行動を増やすことで被害が減ります。加害者支援こそ DV 被害者支援のカギになると考えています。

DV の背景には相手の思考や行動を一貫してコントロールしようとする心理が働いています (Daniel,1982)。DV 加害者といっても、「たった1回たたいただけなのに」と暴力に対する認識が薄いケースから「暴言・暴力をやめないと離婚だと言われた。自分も心からやめたいと思っているので、どうすればやめることができますか」といった自覚を伴ったケースでは話の展開は大きく変わります。

ただ、いずれのケースでも「暴力を振るったあなたが悪い」という態度で接してもなかなか話は深まりません。実際に、「勇気を出してとある場所に相談しに行ったら‘あなたが悪い、反省しなさい’と言われただけで門前払いを受けた」という相談者は少なくありません。被害者の立場にすれば、加害者の言い分など聴く必要はなく、とにかく近寄るな、ということになることは無理のないことかもしれません。

暴力に頼らざるを得なかった加害者に寄り添い、暴力以外の道をとともに模索するために、暴力を振るうに至った怒りやこれから自分が変わることができるのかという不安などをいったん

受け止める過程も必要（安部、2019）であると  
考えています。

## ②被害

言葉の暴力、精神的な暴力をはじめ、「妻に殴られた」といった被害の相談が少しずつ増えていると実感しています。妻からの暴力について「たいしたことはないのだけれど」と枕詞を置き、暴力を受けていることを「情けないことなのですが」と卑下することさえあります。このような発言の背景には「男性は‘被害’という立場になり得ない」「相手の暴力性を許容することが男としての器の大きさだ」といった暴力に対する価値観が見え隠れします。被害感を持っていない、もしくは持てない相談者に対しては、男性でも暴力を受けると痛いし、暴言を吐かれると悲しい気持ちになっても良いということを伝えつつ寄り添います。こうした‘被害’は「男らしさ」にまつわる自尊感情の傷つきを伴い、助けを求めづらい気持ちが無意識に働く点は性被害と共通しているといえます。

加害・被害いずれにしても男性がDVについて安心して話せる場所は多くはありません。例えばDV被害の相談窓口は女性からの相談が多く、男性からの相談に不慣れであることがあるようです。被害を相談しに行ったのに、「それぐらい我慢しなさい」「あなたが変わらないといけないのでは？」などと言われ相談したことに対する傷つきを訴える相談者もいます。DV加害については相談窓口がほとんどなく、「初めて自分の気持ちを聴いてもらえた」と語る人も少なくありません。

ここでは‘加害’‘被害’と2つに分けて紹介しましたが、DVという現象について、経緯のどこを切り取るかで‘加害’‘被害’が逆転するケースもあります。「妻からの暴力に耐え、暴言に耐えて、子供のために我慢を続けていました。でも私の両親の悪口を聞いた瞬間に怒鳴り返してしまっただけです。翌日、仕事から帰ると妻は子供とともに姿を消していました。以後、連絡が取れな

くなり、医師の診断書と離婚届が届きました。」など似たケースは決して稀ではありません。

「DV」というラベル、さらに言えば‘加害’‘被害’というラベルを貼ることで見えなくなってしまうこともあります。相談者を断罪したり評価したりせず、困り感を出せていることこそを大切にし、寄り添います。

## (4) 仕事上の悩み

就職・転職について、自身の仕事の適性についてなど仕事に関する相談が寄せられます。その中で目立つのが、上司によるパワーハラスメントや、雇用条件（いわゆるブラック企業）に関するものです。同時に、パワーハラスメントの原因である加害者もまた男性であることが多いのが仕事に関する相談における大きな特徴でもあります。男性の「かくあるべし」という価値観を大きく反映し、その成果物として評価される「仕事」はまさに「男らしさ」にまつわる問題の象徴の1つといえます。

## (5) 自分の性格・生き方に関する相談

「男性の生き方」の中身を読み解くと「男らしさ」に関するアンビバレントな感情が見え隠れします。一つは「もっと男らしくになりたい」「情けない奴だと思われたくない」といった自身の「かくあるべき」という「男らしさ」に向かおうとする相談です。そしてもう一方は「本当は周りとの競争をやめたい」「男らしくあろうとすることがつらい」という「自分らしさ」や「ありのまま」を模索しようとする相談です。

近年、自分の性格や生き方に関する相談が増えています。これは性に関する悩み、夫婦に関する悩み、仕事に関する悩みなどについて単純に‘対処方法’や‘解決方法’を模索しようとする表層的な段階から、それらの悩みごとをその人なりに受け入れていかに自身の人生と折り合いをつけていくのか、といったより深い部分での段階で葛藤する相談者が増えている結果なのかもしれません。

(6) 無言電話

最後に、ホットラインにかかってくる3分の1が「無言」です。無言電話とひとことでいってもいくつかパターンがあります。受話器をあげるや否や切れるパターン、「『男』悩みのホットラインです」という声を聞いてから切れるパターン、無言がしばらく続いてから切れるパターン、数十分無言のまま続くパターンなど相談者が受話器を置くまで私たちは寄り添います。

男性相談では、自身の悩みごとを話す際、‘高いハードル’と‘長い滑走路’を経てから語り出すことがあり、無言電話は相談までのためらいと助走という意味合いも持っている場合があります。また、ホットラインを何度も利用するリピーターの場合は目当ての相談員を探すために無言電話を繰り返しているのかもしれませんが。

無言電話を受けた相談員は、「声の調子が合わなかったのか」「こころの準備をしているのかもしれない」など思いを巡らせます。何度も連続で無言電話が続くこともあります。そのたびに相談員は受話器の向こう側への想像を膨らませます。

3. 男性相談窓口の担う役割

(1) 男性相談窓口の実態

男性相談窓口の数は毎年増加傾向にあり、需要の高まりがうかがえ、まだまだ発展途上にある事業であるといえます。現在、内閣府がホームページに掲載している男性相談窓口は72か所あり（内閣府2020）、そのほとんどが各自治体にある男女共同参画を推進する団体が運営しています。

上記の72か所について実施回数をみると1週間に3日以上男性相談を実施しているのは8か所です。標準的な男性相談窓口の規模について、常設されている8か所と実施時間が不明な1か所を除き、残りの63か所について月ごとの回数（表3）、1回あたりの時間（表4）、1か月あたりの実施の合計時間（表5）をまとめました。

それらの平均値をみると、月に3回程度、1回あたりの開設時間は3時間ほどで、1か月あたりの実施時間の合計の平均はおよそ8.5時間でした（表6）。これが現状の標準的な男性相談窓口の規模であるといえます。また、相談者が利用できる時間数については表記していない窓口が多いですが、表記のある窓口については一人50分から60分程度としているようです。

表3.実施回数/月

回数	事業所数
1回	17
2回	22
3回～7回	19
8回以上	5
計	63

表4.実施時間/日

1日当たりの時間	事業所数
3時間未満	28
3時間以上～4時間未満	30
4時間以上	5
計	63

表5.合計実施時間/月

1か月あたりの時間	事業所数
5時間未満	24
5時間以上10時間未満	21
10時間以上15時間未満	9
15時間以上	9
計	63

表6.実施回数、実施時間、合計実施時間の平均

実施回数	2.8回
実施時間	2.9時間
1か月合計	8.5時間

(2) 自治体における男性相談と任意団体による男性相談

任意団体である『男』悩みのホットライン」が独自の事業として行ってきた電話相談と自治体から委託されて行っている男性相談は同じ「男性相談」ではありますが、相談内容の傾向が異なります。集計項目が全く同じではないので単純には比較はできませんが、大阪市のクレオ大阪子育て館（毎週金曜日の19時から21時、第3日曜日の11時から17時にそれぞれ電話相談と面接相談を実施）を例に比較してみたいと思います。最も多い相談は「夫婦関係」の22.2%（表7）で『男』悩みのホットライン（表2）は1割未満です。

一方『男』悩みのホットラインで多い「性格・生き方（33.2%）」は子育て館では「生き方（10.0%）」となっています。これは男性相談を実施する主体が「子育て館」という名前を冠してい

ることの影響や、具体的な解決策を求めている利用者が多いこと、公共性の高い場所で「性」や「生き方」といった極めて個人的な内容を相談することに抵抗を感じる利用者が多いことなどが推測されます。この傾向は「人間関係」にもみられ、対面で語ることへの抵抗がうかがえます。ここではクレオ大阪子育て館の男性相談を例にあげましたが、私たちが委託を受けている複数の自治体においても、細部に違いはあっても同様の傾向があるといえます。

最後に、相談形式について比較すると、「人間関係」「生き方」「こころ」「からだ」など自身の気持ちが大きく関わる内容については電話相談、夫婦関係や労働など困難の対象をわかりやすく自身の外側にみることができるとは面接相談を利用しやすい傾向があるようです。

表7.クレオ大阪男性相談件数  
(平成30年度)

	内容	面接	電話	合計	(%)
1	夫婦関係	22	39	61	22.2
2	人間関係	6	47	53	19.0
3	親子関係	12	21	33	12.0
4	労働	20	11	31	11.2
5	こころ	4	26	30	11.0
6	生き方	6	21	27	10.0
7	からだ	0	21	21	7.6
8	人権侵害	1	6	7	3.0
9	その他	0	6	6	2.0
10	法律	2	1	3	1.0
11	暮らし	0	3	3	1.0
	合計	73	202	275	100.0

表2.相談件数と割合  
(2015年4月から2018年3月)

	内容	件数	(%)
1	性格 生き方	123	33.2
2	性	85	23.0
3	その他	42	11.4
4	仕事	36	9.7
5	夫婦	28	7.6
6	家族	15	4.1
7	男女間	15	4.1
8	DV	12	3.2
9	問合せ	10	2.7
10	金銭	2	0.5
11	TS・TG	2	0.5
	合計	370	100.0

(3) 専門機関との連携～女性相談と併設することのメリット～

DV や労働など、男性相談の利用をきっかけに、より専門的な窓口のリファアーすることができますが、それは男性相談に限ったことではありません。

例えば、クレオ大阪子育て館のように子育て相談や女性相談と男性相談が併設されている場合、必要がある場合にそれぞれの相談窓口で連携をとることができるのは大きなメリットになり得ます。また、女性相談や子育て相談を利用する配偶者から「男性相談があるらしいよ。電話してみたら」と背中を押されて利用するケースもあります。配偶者に背中を押されることで利用するというケースは男性相談のみならず、男性向けの市民講座や、男性が子育てを語る会などでもみられません。

男性相談の特徴の1つとして、自身の抱える問題について、他者を頼ることに抵抗を覚える相談者が非常に多いことが挙げられます。相談窓口を利用するか否かを葛藤し、いざ利用しようとしても自身の抱える問題について話す段階でも大きなハードルが存在します。そんな時に配偶者による後押しが決め手になることがあります。実際に「妻に言われて来ました」と夫婦関係について話し始める相談者は珍しくありません。

#### (4) 男性相談と女性の支援

男性相談の現状を紹介しましたが、比べるまでもなく女性を対象に開設されている窓口は非常に多く存在しています。逆説的ではありますが、女性相談窓口の需要の高さは男性相談の必要性の表れでもあるといえます。それは、女性相談の背景に夫婦関係やパートナーとの関係があることや、男女共通の悩みごとがあるからです。

子育て世代の夫婦を対象に行った調査(濱田, 2017)では父親も母親もほとんどが子育てについて相談したいと思っているのに対して、実際に相談をしたと答えたのは母親が約9割、父親は6割弱でした。さらに「子育てについて相談したこと

のある相手」として「配偶者」を選択した母親は約6割でしたが父親は16%という結果でした。この‘ズレ’は、父親は「相談される側」として存在している、さらにいうと、そもそも子育てについての「当事者意識」が低く、夫婦間の課題ではなく母親側の課題であると認識している可能性があります。

子育て役割における当事者性の低さについては男性が頑張っていないということではなく、母親にはかなわないと一歩引きつつ懸命に父親であろうと頑張る人も多くいます(新道, 2012)。また、現実の労働環境に適応しているからこそ生じている現象だといえます。いまだに男女の35%が「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という価値観を持っており(内閣府, 2019)、それに応えようと奮闘してきた男性像がそこにあります(平成4年:約60%、平成24年:約50%)。

男女間に生じているトラブルについては男女が好ましいコミュニケーションをとることでトラブルの解消を目指すことができます。DVの問題について加害者が1回適切な行動をとる度に被害が1回減ります。現実はそのようなものではありませんが、男女が好ましいコミュニケーションを増やすために男性が「語る」機会を増やすことが近道になるかもしれません。

ここで触れておきたいことは、たとえ相談者が加害の立場であっても「相談できる場所」があり続けることの必要性です。被害者には寄り添うが加害者は排除するというやり方では加害者を孤立させ、より困難な状況に追いやってしまうからです。もちろん、ひっ迫したケースではシェルターなどに避難する必要がありますが、そういった状況に至らないよう、DVを予防するためにもより早い段階でコミュニケーションの齟齬について気軽に相談できる場所が必要になります。

男性が自身の気持ちを好ましい形で表現できるようになることは、女性にとっても非常に好ましいことです。そのためには男性が自身の気持ちを安心して話せる場所を作っていく必要があります。



#### (5) 孤立から来る社会問題へのアプローチ

夫婦間のみならず他者との繋がりに関する社会問題は存在します。

現在 61 万人がひきこもっていると平成 30 年(2018 年)に内閣府が発表しました。そのきっかけとして退職や人間関係がうまくいかなかったことが挙げられ、「解決できない」「何を聞かれるか不安」「うまく話せないと思う」という理由で相談していない人たちがいます(内閣府, 2018)。

また、自傷行為やアルコール依存、薬物依存の問題について、必要なのは「排除」ではなく「つながり」であり、アルコールや薬物などではなく人への依存先を増やすことが自立につながります(松本, 2018)。

ひきこもり、薬物・アルコール依存など症状や現象ごとに医療や福祉の相談窓口は存在しますが、そういった問題が顕在化するまでの段階で誰かに相談し、気持ちを打ち明けることができれば予防することができるかもしれず、そのためにもより気軽に相談できる環境づくりが望まれます。

#### (6) 男女共同参画社会を目指すために

「自分の問題すら解決できないなんて情けない」「誰かに弱音を吐くなんて女々しい」そういった価値観から孤立している男性は少なからず存在します。また、中高年ほどその傾向が強いように思われます。困難な状況に対する認識の根底に「男だから、女だから」といった価値観を持つ男性に対してこそ「男だから」という理由で利用できる「男性相談窓口」が必要で、誰かを頼ることができるという価値観を伝える場所にもなります。

男性相談の窓口が増えることで「男性も相談しても良い」「男性も相談したいことがある」といったメッセージになります。

### 4. 男性相談の課題と展望

#### (1) 相談員の養成

##### ①ジェンダーセンシティブティ

男性相談における相談員を相談員たらしめる要素があるとすればそれは「ジェンダーセンシティブティ(ジェンダーに関わる課題や現象に対する敏感な感受性)」であるといえます。相談者の語りの背景で揺れ動く「男らしさ」からやってくる男性の生きづらさに寄り添いともに揺れることが相談員には求められます。

自身のそして他者の中に存在する「男らしさ」にまつわる気持ちを自覚的に扱えるようになるためにジェンダーセンシティブティを意識できる事例検討会や当事者グループに継続的に参加していくことが男性相談の相談員を養成していくカギになります。

##### ②当事者性

次に男性相談員が忘れてはいけないものは「当事者性」です。ここでいう「当事者性」とは「男性相談員である前に、自身も悩める男性の一人である」と思える感覚を指します。

男性相談が、経験豊富な男性によって悩める男性に対して指導的に関わるような「人生相談」の場になってしまっただけでは元も子もありません。その場では相談者も相談員も満足できるかもしれませんが、より力の強い(もしくは正しい)人間の言うことをきくという方法は他者をコントロールするという男性にありがちな解決方法を強化してしまいかねないからです。

相談員は相談者が悩み続け、葛藤を抱え続けることができるよう寄り添うことで、上下関係ではない対話を基にした対等な関係性をともに築いていくことを目指しています。そのためにも相談員自身も悩める一人の男性である自覚をもっていることが大切だと私たちは考えています。

#### (2) 男性の居場所づくり

##### ①相談員自身の居場所

ホットラインでは毎月行う相談員の研鑽の場で「近況報告」という時間を設けており、相談員が日常で出会ったできごとについてありのままの体験を語り合います。近況報告の時間は「男ら

しきの鎧」はもちろん、相談員であることも脇に置いて個と個が向き合い、時にはぶつかりながら互いを認め合います。

近況報告は相談員にとって一種のこころの状態の調律のような役割も果たします。一時期、近況報告があまりなされていない時期がありましたが、当時はなんともいえない居心地の悪さがありました。それでも集まったメンバーがぼつりぼつりと自身の近況を語り始めると活動全体に活気が戻ってきました。決して楽しい話題ばかりではなく、むしろ直面している困難について語り合うことのほうが多いのですが、「しんどいけど自分なりにやっていこう」と等身大の自分と出会うことができる時間になっています。

私たちにとって毎月行う研修は自助グループ的な役割を果たすと同時に、日常のしんどさを共有することで「男ってこういうしんどさがあるよね」という当事者性とジェンダーセンシビリティについて確認できる場になっています。

私たちは男性を対象とした相談を生業としている「専門家集団」ではなく、『男』というジェンダーがもたらす話題を1つでも多く共有しようと試行錯誤を続けるために集い、カウンセリングの技法を用いて対話を続けようとする男性の集まりなのです。

## ②相談者の居場所

ホットラインではリピーターの利用が毎年増えています。「一期一会」をモットーに継続的な利用は想定しておらず、相談者とも合意の上で話をします。それでも繰り返し利用する方が一定数います。それだけ困難な状況だと捉えることもできますが、必ずしもそうではないと感ずることもあります。相談員と話をするために一生懸命に相談内容を考えているように感じる時すらあります。

こういったケースを「依存」と理解することもできますが、決まったときに安心して立ち寄れる「居場所」としての機能をホットラインが持っているとも考えられます。自身が安心して身を寄せて話せる場所があることはとても重要なことで

す。

## ③オープンに葛藤できる場所

自殺、ひきこもり、そして暴力などは「居場所」の問題であるといえます。窮地に追いやられたとき頼れる場所、安心して出向ける場所、強さを主張したり弱さを隠したりせずに済む場所があれば、あるいは予防できる問題が実は数多くあるのではないのでしょうか。

男性相談は失敗や葛藤も認められる場所です。現在、男性相談の対象は個人で、閉じられた場所で行われています。次のステップとして「男らしさ」から来るしんどさを共有し対話できる当事者グループを公共の場所で作っていくことが挙げられます。「男らしさ」からくるしんどさを語れる場所を作っていくことこそが「男らしさ」のしんどさを緩めていくことになります。

## (3) ありたい自分の姿でいられる場所

さまざまなことを申し上げましたが、その人の中にある「男らしく」ありたい気持ちそのものを否定したり、「男性も相談すべきである」という新たな価値観に基づいた男性像を作り上げたりすることを目的としているわけではありません。その人自身が抱く「男らしい」自分であることを好きな男性もいるでしょうし、「男らしさの鎧」をまとうことで社会に適応できる瞬間もあると思います。ただ、「男らしく」あることを期待されることで疲れてしまったり、孤立する男性も多く、そういった人たちがホッと一息つける場所がもっと増えても良いと思うのです。

男性相談はそのホッとできる場所の1つであり、傷つきや葛藤をもった状態でいかに居続けられるかを支える場所です。また、「誰かと一緒にいたい」「良好な関係になりたい」という思いを持っている人にとっては、人間関係を育み修復する方法を相談員とともに模索する場所にもなります。

このように、傷つきや葛藤を共有する過程、関係性を育み修復しようと互いに試行錯誤する過程こそ「居場所」であるといえます。男性相談そ

のものが居場所であろうとすることはもちろんのこと、家庭や職場など、さらにいえば社会における「男性の居場所づくり」を支えることがこれからの男性相談の使命なのかもしれません。

---

#### 引用・参考文献

- スマートフォン世帯普及率（出典）総務省「通信利用動向調査」  
<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/statistics05.html>
- 濱田智崇ほか『男性は何をどう悩むのか』p71-p82、ミネルヴァ書房、2018  
（濱田智崇『男性相談とは何か』・大山治彦「男性相談とメンズリブ」・村本邦子「女性支援者から見た男性相談」・伊藤公雄「「男性問題」の時代と男性相談」・濱田智崇ほか「男性相談に寄せられる内容」・濱田智崇「男性相談から見える男性の心理」）
- Daniel Jay Sonkin , Michael Durphy , learning to live to without violence , 1982.中野瑠美子訳『脱暴力のプログラム』p30、青木書店、2003
- 安部達彦ほか「当事者性を活かす DV 加害者男性に対する援助」第 32 回日本電話学会発表資料、2019
- 内閣府男女共同参画局「[PDF] 別紙一覧 男性相談・公共」2020. 3.31  
<http://www.gender.go.jp/research/joho/pdf/01-8.pdf>
- 大阪市民政局ダイバーシティ推進室男女共同参画課「男女共同参画紙『クレオ』令和 2 年 1～3 月号」2020.1
- 濱田智崇「子育て環境と子どもに対する意識調査(草津市版)結果報告書」京都橘大学心理臨床センター「心理相談研究」(3) p35-56.
- 新道賢一・濱田智崇・川口彰範「今日の父親の子育てをめぐる意識」高石恭子（編）『子別れのための子育て』平凡社、2012
- 「男女共同参画社会に関する世論調査」内閣府、2019.9.
- 内閣府「生活状況に関する調査（平成 30 年度）」2018
- 松本俊彦『薬物依存症』p321-p323、ちくま新書、2018
- 『男』悩みのホットライン『男の電話相談』かもがわブックレット、2006

# 脱暴力プログラムの受講命令を制度化すべき時代

伊田広行

DV加害者プログラム「NOVO」運営者

## ●課題

本稿は、男性問題の中でも、特に、暴力加害の男性へ行政がどう関わっていけばよいか、の検討を主題とする。筆者は大阪でDV加害者に対する長期教育プログラムを行っている。今まで150人以上の男性加害者に詳しい面談をし、グループ・プログラムを通じた長期教育をし、継続的な相談にも乗ってきた。その経験から本稿では、DVや虐待において加害者への関わりが必要であること、また、どのような関わりを現在行っているかを示し、そこから浮かび上がってきた知見や課題、今後行政がなすべきことについての若干の提言を行う。

## ●DVや虐待で男性加害が多い

令和元年（2019年）に警察に寄せられたDVの相談件数が8万件を超え、この10年間では約3倍に増加している。加害者の性別比率は、女性加害者21.7%、男性加害者78.3%で、女性が伸びているが、依然として男性が約8割と多い。ストーカー加害者も同様に男性が多い。

また、令和元年（2019年）、警察が摘発した児童虐待事件（身体虐待が約8割と多い）は1,972件で前年を約4割上回って過去最多だった。虐待加害者は実父45%、実母27%、養父・継父15%、内縁の男9%で、男性が約7割と高くなっている。摘発までいかない虐待は、心理的なものや相対的に軽微なものが多く女性が加害者の場合も多いが、摘発される身体虐待となると男性が多いという特徴がある。令和元年（2019年）に警察が認知した刑法犯全般（約75万件）でみると前年を

8.4%下回り、5年続けて戦後最少を更新している中、児童虐待やDVの検挙件数は過去最高となっており、現代社会における暴力の問題がこの分野で際立っている。

## ●加害者対策は遅れてきた

「加害者」、特に「男性加害者」「DV加害者」という呼称を聞くだけで「悪い人、怖い人、変わらない人、関わらないほうがいい人」というイメージを多くの人がもつ。したがって、行政や民間でDVやストーカー、児童虐待に関わる人というのは、ほとんどが「被害者の相談に乗って助ける／支援する」ということをするのみで、加害者にはほとんど何もしてこなかった。虐待では一定加害者に関わってきたが、DVでは全く関わってこなかった。むしろ、「窓口に怒鳴りこんでくる人」「裁判や調停で見かける敵対的な人」「被害者を探し出そうとする怖い人」というイメージで、「被害者や自分たちをそうした加害者から守らないといけない」と思うような対象、すなわち「敵」「支援対象外」として位置づけていた。相談に乗ったり、サポートしたりする対象ではなく、「避ける対象」だったのである。男女共同参画といわれる中、せいぜい一部で「男性のなんでも相談」を月に1、2回する程度でしかなかった。

実際、平成13年（2001年）にDV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）が施行されたが、それは専ら被害者支援の法律であり、加害予防のためのDV予防教育も、加害者更生プログラムの受講義務化も全く組み入れられていない。

DVの加害者プログラム<sup>10</sup>は、2000年代初めごろから民間団体の『アウェア』や『RRP研究会』でほんの少し行われてきたが、法的な位置づけはなく個人の自発性で一部が参加しているだけである。

DV加害者プログラムの必要性について、日本では十分な議論がなされないまま、被害女性の支援者などからは、加害者に関わることで自身が批判されるということもあった。例えば、「加害者は変わらない」「予算や人手が少ない中では被害者支援に力を割くべきで、加害者に予算やエネルギーを使うべきでない」といった意見があり、また、加害者プログラムについては「効果がない」「加害者を擁護する面があり、被害者の立場と対立し有害である」「加害者が変わるかもしれないという間違った期待を抱かせ、被害者が離脱（離婚）することを妨げる」「被害者の側に立つなら加害者に関われるわけがない（中立などないのだから）」といった意見がある。

それらについては、拙著で詳しく反論しているので参照していただきたいが<sup>11</sup>、簡単に言うと、被害者を支援し、DV全体の暴力状況を総合的に改善するために、加害者プログラムは不可欠なものとして位置づけられる必要がある。DVの分野において、対策は、被害者支援が中心――基本、相談を受ける、カウンセリング的支援、適切な支援につなげるコーディネート、本人が希望すれば逃げ場所紹介がメイン――で、母子と加害者（男性）の分離を勧めることが多い。したがって、ほとんどの場合、加害者には事後連絡をするかどうか程度のことしか関心をもてていない。現在のDV対策（制度）は、加害者を更生させていく能力も、そもそもその根底にDVがあるかどうか調査する能力も備えていない。通報があってもDVセ

ンターが出動して調査したり保護したり、逮捕したりするわけでもない。

また、児童虐待とDVは密接に関わっていることが多いにもかかわらず、虐待分野ではDV加害者プログラムのようなことが一切行われていない。平成16年（2004年）の児童虐待防止法改正では、同法第4条において、児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、国及び地方公共団体は、必要な体制の整備に努めなければならないこととされた。その後平成19年（2007年）改正では、児童福祉施設又は里親に対する入所又は委託に係る措置を解除する際に、保護者指導の効果等を勘案しなければならないとする規定が設けられた。平成20年（2008年）には、厚生労働省が、「児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン」を出し、そこでは、深刻な虐待事例の中には、保護者に対する指導・支援の効果がなく子供が再び保護者と生活をともにすることが、子供の福祉にとって必ずしも望ましいとは考えられない事例もあるとした。

つまり虐待分野では、良好な家庭環境追求、家族の再統合、親への指導などが言われては来たが、それを実体化するものが欠如しており、明確な虐待加害者への教育プログラムを受講させる仕組みが作られないまま現在に至っている。そして野田小4女児虐待事件や目黒女児虐待事件のように一時保護を解除した後、加害者教育を全くせずアフターフォローもしなかったために虐待死を招くようなことが起こっている。

なお、児童相談所では、一部で虐待した親への教育プログラムなどが提供されているが、基本、

<sup>10</sup> 加害者更生プログラム、加害者教育プログラム、加害者治療プログラムなど多様な呼び方があるが、「更生」や「治療」という言葉には社会秩序に適応させるとか、病気の治療ととらえているといった問題があるという側面がある。したがって教育であると理解することがよいといえるが、広義の意味で更生と言っても問題はないと思われるので、本稿では両方を使う。

<sup>11</sup> そうした見解の間違ひについては、拙著『デートDV・ストーカー対策のネクストステージ ― 被害者支援/加害者対応のコツとポイント』（解放出版社 2015年2月）、『「DVと虐待」対策・改善提言2020』（Kindle、2020年3月発行）を参照のこと。

義務ではなく希望者だけである。例として、「親子相互交流療法」(P C I T)、「ソーシャルスキルズトレーニング」(S S T : 社会生活技能訓練)、個別カウンセリングなどがあり、大阪では虐待とDVの父親向けの『男親塾』という名のグループワーク(立命館大学応用人間科学研究科・中村正教授主宰)もあるが、これらは例外的である。

まとめるならば、DV/虐待において加害者対策が停滞してきた中、DVでも虐待でも悲惨な事件が続いてきた。遅ればせながらDVに虐待問題を接合させて加害者対策を進めるのは、まさに現在の重要課題である。

### ●加害者対策の必要性―再虐待防止、男性の孤立化対応、被害者の多様なニーズ

まず、野田市や目黒区の虐待死事件などは、「一時保護の後、変化していない親元に子供を返してしまって起こった、“再虐待”“継続虐待”事件」であったことから、親元に戻す前(及び戻した後しばらくの間)に加害者に更生を求めるべきである。

また、被害者が安全になることや被害者の諸ニーズ(後述)が満たされることに加えて、過ちを反省し、愛する者を失いたくないと願い、変わりたいと思う加害者にセカンドチャンスを与えることにも意義がある。社会全体で見れば、DVと虐待をなくしていく(減らしていく)ためにも予防教育とともに加害者更生教育は必要である。警察・検察が事件化し逮捕・起訴していくのは一部である。有罪となっても、執行猶予がつくこともあるし、収監されても出てくる。多くのDVを警察・裁判所任せにするだけでは被害者の安全が確保されないのは明らかである。

「男性の生きづらさ」に絡めていえば、DVをする男性といっても多様で、自分は家族のためにこんなに頑張っているのに、どうして自分が求めるような家族にならないのかといらだっている

ような男性には、シングル単位的<sup>12</sup>な観点からの「別の見え方」を伝えないと、何が問題なのかわからない。「自分は悪くない」「これが常識だ、当然だ」「自分は被害者だ」「男のコミュニケーションはこういうものでいいのだ」「男ならこれくらいの言動は男らしくて問題ない」と思っている中での「男の生きづらさ」には、無視や放置ではなく、教育が必要である。孤立させて、情報も教育の機会も与えずに、愚かだ、切り捨てるしかない、といって行政が何の対応もしないならば、「生きづらい男性」は孤立し、インターネットでの間違った情報にアクセスし、「DVだ、モラハラだ」

「加害者は変わらない」「男はどうしてこうも身勝手にバカなのか」と言う妻や社会に怒り、暴発する可能性が高まる。ネットの「逆DVだ」「カネ目当てのでっち上げDVだ」「父親の親権・面会交流を奪われる」というような意見に影響されて、離婚や養育費、親権、慰謝料で敵対的・反抗的な態度をとるようになる。それは妻や家族といった被害者にとっても結果的にはよくない影響をもたらす。したがって、知らぬ間にDV的な言動をとっていた男性を放置するのではなく、相談(気持ちの傾聴)の場を設け、教育の機会を与え、被害者にも加害者にも前向きな解決をもたらすような包括的な方向が見えるようにする必要がある。それは敵対的な裁判の場ではなしえない。

こうした諸目的のために、DV対策として、①DV被害者支援、だけではなく、②DV加害者教育プログラムを含む加害者対策、③DV環境に育った子供への支援、④DV予防教育などの各方面を充実させて総合的に対処することが必要である。

まとめれば、加害者を助けるのか、加害者は変わるのかといった加害者だけを問題にするのではなく、DV対策を包括的に展開していく段階において、加害者プログラムはその一部の機能として不可欠なものとして位置づけていく必要があ

<sup>12</sup> 家族・夫婦・親子を一体のものと考えて、自分の思うようなものであるように押し付けてしまう「家族単位思考」に対して、シングル単位(個人単位)思考は、パートナーや子供は自分の所有物ではなく、自分の考え通りでなくても仕方ないし、違いを尊重しようとするものである。

るといえる。

DV対策について———こういうこと全体が必要だが、日本ではまだ不十分
1：被害者支援：相談・コーディネータ機能、シェルターなどへの保護 →【今後】長期支援、被害者教育（エンパワメント）プログラムなど一層の充実へ
2：被害の子ども支援：面前DV対応、被害児童のケア：現状不十分 →【今後】開始・拡大
3：加害者対応（相談、加害者教育プログラム）：現状対策は処罰のみ（DV自体の罰はなく刑法適用）、プログラムは一部民間実施（自発的希望者のみ） →【今後】相談とプログラム開始、法的な受講義務化制度構築、拡大
4：DV防止教育：現状、一部 →【今後】予防教育を各年代や社会人に教育することを義務付ける、拡大、充実、義務化
5：支援者向け研修（関係機関がDVとつなげて支援できるように支援者向けに制度改革と研修）：現状不十分 →【今後】制度におとしこみ、マニュアル作成等で普及
6：DVに関する制度の根本改革：現状・受け身の限定 →【今後】改革の中核は、児相のように通告等があれば出かけて調査し一時保護等を行っていく、その後加害者プログラムなどの実施といった積極的な機能を持った機関にしてい

（出所：拙著『DVと虐待』106ページ）

被害者のニーズとしては、「DV被害を受けたが“別れる”“離婚する”“別居”までは考えずに、パートナーに反省してもらい、変わってほしいと思う」というようなものが少なからずある。「妻や子供に虐待しなくなる」というのは被害者にとって当然のニーズである。

別居している中で、離婚はしないが、生活費や養育費をちゃんと支払い、妻や子に恐怖心を与えないような距離で「結婚という形態を継続すること」を望む人もいる。離婚までの時間を稼ぎたい人もいる。学校、持ち家、引越しの大変さ、地域のなじみやネットワーク、仕事、収入＝生活水準などを考えると、離れる（離婚）だけが現実的解決ではないのである。

別居するにしても、自分（被害者）が出ていくことを望む人もいれば、今の家に居続けて、加害者のほうが家を出ていくということを望む人もいる（居住地から離れる権利と離れない権利）。結婚していても恋愛でも別れる気はないという被害者は多くいる。暴力から離れる権利とともに、

「暴力的な人とどういう距離で生きるか」を選択できる権利も保証されなければならない。

加害者が変わる状況にあることが「適切な被害者の変化」につながるし、被害者が加害者に振り回されない力、加害者に突きつけていく力をつけることで、「夫（加害者）が変わり、関係が変わり、家庭が変わっていく」のである。支援者が被支援者を支配してはならず、被害者はさまざまな支援を自分で選ぶ権利をもっている。

そもそも、DVや虐待といった暴力にはさまざまな程度の差があり、軽いものは改善が期待できるので別れることまで求めないことも多く、さまざまな程度や事情があることを考えれば、分離（避難、別れること）だけが解決策であるわけではない。「DV加害者は変わらないから離れるのがいい」とだけいっているのは、現実も、程度の差も、被害者の多様なニーズも「DVと虐待とが絡み合っているとか、被害と加害が絡みあっているような複雑な家族の状況」も十分には見ていない見解と言えるのではないか。

## ● 「DV 加害者プログラム」の活動内容

加害者プログラムのやりかたはいろいろあるが、私が行っているNOVO<sup>®</sup>（非暴力ルーム大阪）をベースに話を進める。加害者プログラムは、DV加害者がグループで教材を使いながらDV自体や被害者のこと、DVの背景、DVにならないための自分の考えの変更やコミュニケーションの練習、被害者への責任の取り方、謝罪と償いの仕方、などを学ぶ場である。グループで行うことに意義があるのは、当事者が自分の体験を語り、指摘し合い、変化し、励まし合って相互に交流することで変容が促進的になされるためである。

特に注目すべきは、加害者プログラムの受講期間の長さである。NOVOでは最低1年、52回としており、さまざまな教材を媒介としつつも、それを通じて何度も自分を振り返り、語り、聴き合い、時間の積み重ねの中で徐々に変容するという構造となっている。ただ知識を詰め込めばいい、「正解的なこと」を暗記して言えるようになればいいのではなく、日頃の自分の思考のパターン、言動の癖を本当に変えていくことが必要であるので、時間をかけて、過去の自分を思い起こし、今の自分を変えていく練習を続けること、自分の言動が客観的にどうなのかをチェックし続ける環境に身を置くことが有効なのである。

加害者プログラムは、考え方を变えることで問題のある暴力的な言動を変えられるという認知行動療法をベースとした脱暴力の学習プログラムであり、暴力は相手のせいにはできるものではなく、「自分が間違った考え方ゆえに選択した行為」であることに気づき、その責任を取り、非暴力的な対応ができるようになることを目指して学ぶものである。その結果、被害者がどれほどつらかったかを共感して被害者に謝罪し、どうして自分はそういうことをしてしまったのかを内容（ゆがんだ考えにとらわれていたという自己分析）をもって示し、間違った考えをこのように（=シングル単位的に）変えたので今後はDVをしないという「保証」を示し、償いと今後の言動を具体的にどうするかを伝えていくようなことができるよ

うになる（説明責任、謝罪責任、償い責任、今後の変容責任）。

毎週2時間で52回以上、1年以上通い、パートナーから「あなたは実際の生活で態度が変更できたのでもう通わなくてもいいよ」と言ってもらえるまで通うことを原則とするもので、NOVOでは仕事や家庭の用事で休んだりすることがあるため、実際に52回を超えるには1年半以上かかる場合がほとんどである。それだけ長く頑張っただけでこそ、徐々に人は変わっていく。学ぶ内容も多様になる。

加害者がここに真面目に通って学び続けることで、被害者をより現実的に幅広く支援していくことができる。加害者が間違った考えを保持しているかぎり、婚姻費用・養育費を適正に払わないとか、離婚に同意しないとか、別居しているのに押しかけていくとか、不適切な面会交流（要求）を行ってしまうとか、ストーカーになるなどといったことが続き、被害者の安心・安全が保障されない。

DVや虐待をしなくなり対等で非暴力的な関係性を構築できるようになるために学ぶべきは、私が「シングル単位」と呼んでいる視点やジェンダー視点、認知行動療法的考えを学ぶことが不可欠である。その一例を紹介すると、多くのDV・虐待加害者は「自分の“家族とはこうあるべき”といった役割意識やしつけの考えは間違っていない」とか、「俺が稼いで買った家だから俺の言うことを聞くべき」「一家の主の言うことを聞くべき」「相手に問題があるとき、自分が家庭内でときには暴力的になるのは仕方ない」「自分の言い方や関わり方は問題ない」「自分がしているのはDVでも虐待でもない」という間違った信念があるので、そこを意識化し、そうではない考え（=正しい『暴力』理解、シングル単位思考法）を学ぶのである。

子育て論、教育論（しつけ、体罰）、家族論、親子論、夫婦論において、根本的に家族（親子）単位ではなく、パートナーや子供も対等な一人の存在として尊重し、相手が自立/自律（自己決定）する力をつけるように支援していくことを基本と



した、非暴力主義・シングル単位（課題の分離）の関わりの観点を学ぶ。またPTSDなどにまで至っている被害者の複雑な心理や言動を学び、どのようにかわってあげればいいのか、責任の取り方等を学ぶ必要もある。

つまり、狭義の「アンガーマネジメント」「よいコミュニケーション」「子育ての仕方」を学べばいいのではなく、DVや体罰も含めて根本的な「暴力と非暴力／脱暴力の学び」「家族単位視点やジェンダー意識の問題点とそれを克服するシングル単位の学び」を保障していくことが必要なのである。これは数回の面談や講義や説教で身につくものではないので、参加型のグループ・プログラムの長期的受講が必要である。

紙面の都合でプログラムの骨格だけを以下に示すが、詳しいプログラム内容については拙著『DVと虐待』や信田さよ子氏などによるRRP研究会編著『DV加害者プログラム・マニュアル』（金剛出版、令和2年（2020年）3月）を参照していただきたい。

加害者プログラムの基本構成	
1	導入
2	DVの基本理解、DV判定の指標
3	怒りの理解と対処
4	暴力の社会的蔓延、ジェンダー
5	被害者を知る
6	ゆがんだ考えとその変化：加害者の心理、シングル単位、課題の分離
7	加害者の被害者性
8	対等なコミュニケーション
9	加害者の責任の取り方

●加害者プログラムの実施から見えてきた課題や限界や特性

NOVOでは3回の個人面談を踏まえてから毎週実施のグループに参加していくのであるが、グループ参加を数回でやめる人、十数回でやめる人もかなりいる。その理由はさまざまであるが、典型的には、「パートナーが離れたので通う意欲をなくした」、逆に「パートナーとまた復縁できて

もう通わなくてもいいと思った」「毎週遠方にお金をかけて通うことが困難である」「仕事の都合で参加がままならない」「プログラムの内容やスタッフの姿勢に反発がある」「DVしないためにはどうしたらいいかわかったので何度も通わなくてもいいと思った」「パートナーが自分の努力や変化を認めてくれないので通っても意味がない」「パートナーこそこういうところで学ぶべきで自分よりパートナーに問題がある」といった理由である。

それでも努力し続ける人も多いのだが、パートナーと全然連絡が取れないとか、すぐに妻が許してくれない、夫が「怒らなくなった＝安全になってきた」がゆえに妻のほうに過去にされてきたことへの怒りを爆発させて夫に「攻撃的なこと」を言うような中で、加害者の中にはその反動が来る人、「努力を認めてもらえない」とあきらめる人、中だるみのようになる人が出てくるのである。

また、一定参加する中で徐々にその人が持っている「深い本性や抱えている問題」のようなものが見えてきて、なかなか「より深くは変わらない」というようなこともある。NOVOの場では第三者的に他者のことにはいいことを言えるが、私的な家庭領域では相変わらず「キレがち」「エラそうな言い方」になってしまい、なかなか変わらないようなこともある。

最初の面談の頃はやる気があるようなことを言っていたが来なくなる人がいる一方、初期は「この人続くかなあ」「自己正当化が強くてDV性は変わりにくいのではないか」という印象の人も、意外にも真面目に通うことで徐々に変わっていく場合もある。

したがって加害者プログラムは万能というわけではなく、必ず効果があるというのでもない。だが、その加害者が本当に変わろうとしているか、本当に変わってきているかを見極める一つの指標になるし、長く学ぶことで変わる場合もあり、少なくとも被害者が「別れること」「別れないこと」「別居すること」などを決断していく時間を確保できる面がある。

プログラムの実施期間の問題や初回・初期の応

対との関係でいえば、最初の頃の様子だけではわからないということである。とにかく通いつける行動こそが「本気であることや変わろうとする意志をもっていること」を示すのであり、実際に変わっていくことを保証するということである。

言いかえれば、加害者プログラムに本気で1年以上通うかどうかは、口先ではなく行動で見なければならぬ。そういう行動によってのみ、人は変わっていくのである。加害者プログラムという継続的な教育兼観察環境に加害者を置くことが有効である。少し一般論を学ぶとか個人カウンセリングを受ければ「それでDV／虐待をしなくなる」というのは間違いであり、暴力性などそう簡単には変わらないという現実を認めなければならない。その現実に対応した教育システムが、グループで学び、1年以上通い、主体的に学ぶという「加害者更生プログラム」なのである。

したがって、まだ通った実績がない中で「加害者プログラムに参加するつもり」「もう絶対に暴力を振るわない」などと言っているも「本当に暴力を振るわない人になる」という点において何の保証にもならないと肝に銘じるべきである。

DV加害者プログラムの経験からは、最低1年以上（50回程度以上の参加）が必要だが、「虐待とDV」の加害者に対して制度的に義務づけることを考えれば、「加害性の程度によるが、かなりの時間をかけた脱暴力のプログラムの受講義務化が必要である」といえよう。

### ●被害者の話を聞く重要性

DVや児童虐待加害者には、一見「暴力／虐待するタイプ」には見えない人も多く、しばしば、虐待の濡れ衣を着せられた、悪いのは「被害者」の方だ、これぐらい夫婦や親子なら当然の態度だ、自分こそ被害者だ、あるいは生い立ちなどからもたらされた病気（性格）だから仕方ないと主張する。

しかし、その主張に惑わされず、真実を把握し、個別ケースごとの具体的解決の展望を探るためにも、被害者からの情報（被害者支援）を重視す

ることが必須であり、加害者をクライアントとみる通常のクライアント中心主義の原則だけでは決定的に不足しているといえる。加害者が「被害者の気持ちを想像する」ということだけでは十分ではなく、プログラム運営者が実際にパートナーからも聞き取りをすることが非常に重要なのである。実際に聞けば現実には本当に多様で、予想を超える事実や、加害者から聞いていたのとはかなり違うニュアンスのことが出てくる。被害者のニーズや状態を把握してこそ、加害者の更生の具体やその家族（被害者）にとっての解決が見えてくる。加害者に関わるためには被害者からの個別具体的情報は極めて重要なので、実践的には「被害者からの聞き取りを必要要件としないで、加害者とのみ関わるカウンセリングやグループ」では非常に危険だと言えよう。被害者と面談し、それを受けて被害者の顔を思い浮かべながら加害者に関わるような姿勢（加害者と被害者の両方を意識した関わり）が必要である。この観点からは、実は今後、被害者支援を豊富化・現実化するためにも重要であり、被害者の話を信じ被害者の側に寄り添うことと、加害者などから話を聞くこととは矛盾せず、むしろ「必要な両輪」である。また被害者と接点をもつことでその後の被害者への「支援と教育」にもつなげられる。

### ●男性加害者を「ひとりにしない」ことの重要性和注意点

男性というグループは、ジェンダー社会構造の中の位置づけとしてはたしかに加害者／抑圧者側といえるが、個別／ミクロ的には、加害者性と同時に何らかの被害者の側面ももっている場合がある。個別事情や家族という集団の中の複雑な関係性がある場合もある。加害者を暴発させないためにも、まずは状況を聞き、その気持ちを受け止めつつ、整理し、個別状況に応じて相談にのり、問題がある場合はゆがんだ考えから間違った言動にならないように「再教育」していくようなかわりが必要である。親などからの虐待被害者の面があろうと、それを身近な「弱者」に向けての支配につなげてはならない。パートナーや子供に

「問題」があろうと、暴力的対応を選択してはならない。暴力を狭義でのみとらえず、「支配」という概念と結びつけてシングル単位で正しく理解しなくてはならない。

また加害者に関わる時に、支援者の側に十分に「シングル単位の理解、被害者の理解、ジェンダーの理解、性暴力の理解、フェミニズムへの適切な理解等」が必要である。それが欠如していると、加害者の価値観と重なる感覚で加害者を許すような関わりになってしまう危険性があることに注意がいる。経験豊富なバンクロフトの著書<sup>13</sup>では、「加害者に関わる者の中にDV加害者の味方になっている者がいること」（うまく加害者に利用されてしまい自覚なく協力者になっている者がいること）に警告を発しており、加害者側に立って被害者を事実上攻撃する心理カウンセラーや医者、弁護士等を糾弾している<sup>14</sup>。今後、政府が加害者対策を進めていくときに注意すべき点であり、それは「男性相談」においても同様であろう。そのためにも、プログラムのガイドライン制定、実施者への毎年の研修制度などの整備が必要である。

### ●男性問題を固定的にとらえない

ジェンダー・スタディの基本であるが、男性とはこういうもの、女性とはこういうもの、その男女が結婚し性別役割分業するのが当たり前ととらえることは誤りである。性的マイノリティ問題も性の多様性として正しく理解すべきである。その意味でも男性を加害者／女性を被害者と固定的にとらえる単純な「ジェンダー」的認識は誤りであり、個別的事実に即して考えていくという文脈において「男性問題」も位置づけられるべきで

ある。本稿主題の男性の脱暴力問題に関しても、同じことが言える。

ここにかかわる問題として野坂祐子氏の指摘<sup>15</sup>も検討しておきたい。野坂氏は、家族内の葛藤関係において、エリックバーンがいう相手の人格・主体性を無視したコミュニケーションをそれぞれが役割演技的にやってしまう「ドラマ的交流」、あるいは、カープマンがいう迫害者・犠牲者・救済者がからみあう「ドラマの三角形」というコミュニケーション構造があると指摘している。ここにおいては、一人の中に加害性と被害性の両面がある場合があるという理解、あるときは犠牲者である母が、あるときは子供への虐待を行う迫害者になるなど、役割と「加害／被害関係」は固定的ではないという理解となる。

また、単純に迫害者が悪い側で加害行為に快楽がある、犠牲者がよい側で被害者だけが苦しいという話ではなく、それぞれが自分のニーズを満たそうとしている「傷つけ合う関係性」「自分を守るために相手をコントロールする関係」という面があり、それぞれが自分を「被害者」と考えており、被害者はトラウマチックな関係の再演をしまいながらも慣れ親しんだスキーマ（認知枠組み）から出られず、迫害者・犠牲者・救済者、3者ともが不満の関係性の悪循環から脱出できず、満たされない役割をこなしてしまう。第三者の合理的な観点からは不適切な反応に見えても、独特のスキーマをもった被害者や加害者本人には、それが最も自分にとって身を守ったり安心できたりする「よい選択」「自分の有力感を保つ言動」になったりする。コントロールは加害者から被害者、一方から他方への固定的な一方通行とは限らない。

この観点からは、固定的な「被害／加害」とい

<sup>13</sup> ランディ・バンクロフト 『DV・虐待加害者の実体を知る』（明石書店、2008年）

<sup>14</sup> バンクロフトは、第三者が加害者を守ったり虐待行為を助長することは、虐待そのものと同じくらい道徳に反することだ、虐待に加担することは被害や子供たちを見捨てるだけでなく、加害者が変わるチャンスを奪うことにもなるという。弁護士がただ加害者側だからと言って、被害者を攻撃するようなことは許されてはならないと批判し、DV加害者の弁護士に対する法的基準を設ける必要があると提起している。加害者が自分の言い分を言う権利は守られなければならないが、専門家である弁護士が被害者攻撃を行うことは制限されなければならない。しかしそういうことがわからず、「勝てばいいのだ」というような弁護士がいるのが現実である。精神科医やカウンセラーもこの点を肝に銘じるべきである。

<sup>15</sup> 野坂祐子「ジェンダーにおける加害者性と被害者性の位相」（信田さよ子編著『女性の生きづらさ』《こころの科学》増刊、日本評論社、2020年 所収）

う一局面だけで、しかも男性が加害者と決めつけて判断すべきではなく、「多局面を見て全体として“機能不全の関係性”と見るべきということとなる。したがって個人（加害者だけ、被害者だけ等）にアプローチするのではなく、関係性そのものに介入して「ドラマの三角形になっているような葛藤関係・機能不全関係」を解体すべきとなる。

実は加害者プログラムを行うということは、この野坂氏の指摘した観点と大いに重なる実践であるといえる。例えば、加害者には、執着とか苦しんでいること、相手への怒りが多いため、「その状態の解決の一つが離れること」と分かってもらうことが大事、言い換えればシングル単位を踏まえての諦めや手放しが大事なのだが、そうした加害者プログラムを行うことと並行して、被害者にもシングル単位などの認識をもってもらい、被害者にも離れるという選択の重要性を知ってもらう、課題の分離を知ってもらうことが必要である。加害者や被害者がもっている「カップル単位的思考」とかジェンダー意識とか、暴力に甘い感覚など「DVや虐待をもたらすゆがんだ認識」自体を変えていく、スキーマを変えていくアプローチなのである。

男性への加害者プログラムの実践はジェンダーだけをDVの原因とするほど単純なものではなく、上記の葛藤関係全体を見て、さまざまなゆがんだ認識を変えるべくさまざまなアプローチを組み合わせで行うものである。プログラムを行っていくときに、ファシリテーターが「この人はここが間違っているからこれを教えようとして自ら多く話す」のではなく、参加者の皆さんが自分の体験を踏まえて話すことで重層的にいろいろな視点を学べることを重視している。それは単に暴力がダメという話というより、参加者各人が家族観、生き方、成功や幸福のとらえ方、教育観を見直すことで、深いところから「DVを反省できる機会を持ててよかった」と思えるプロセスである。

もちろん加害者は被害者に対して責任があるので、まずは加害者がなぜDVをしてしまったのかの説明責任を果たし、謝罪し被害者の苦しみに

思いをはせること、償いと再発防止の責任も示すことが必要である。男性の加害者更生プログラムであるので、ジェンダーの観点、被害者側に立つ支援の観点も忘れてはならない。

実際、NOVOでは、被害者への初期の面談に加え、随時、被害者との連携・情報交換、双方からの電話相談対応、月1回被害者が集まる場の設定、時々の3者面談などを行っている。

いまだ被害者プログラムは開発途中であるが、方向性としては、被害者が困っていることを支援する立場に立つと同時に、実際的に効果をもたらす、本当に被害者支援になるためには、関係性全体に関わる支援や教育が必要だと認識している。男性問題に関わる際には、こうした点も含めて対応していく必要がある。

●地方行政（男女共同参画センター）ができること、望むこと

政府（内閣府）は、加害者対応の重要性に鑑み、令和2年度（2020年度）にようやくDV加害者プログラムの実験的実施の第一歩を踏み出し始めている。DV分野で進展が見え始めている中、虐待対応の改善にもそれを反映したものを接続することが必要である。虐待事案が社会問題として耳目を集めている中で、地方自治体においても、政府が制度を整えることを待つのではなく、今後、男性の諸問題への対策と支援、男性の被害者や加害者への対応、「DVと虐待」をワンセットとした対応の改善を進めていく必要がある。DVと虐待のワンストップセンターの設置や児童相談所、市町村子育て部門、学校、医療関係、警察関係などの連携の確立や役割分担の見直しなどの関連課題があるが、それは本稿の主題ではないので、ここではこれ以上は述べない。これについては拙著『DVと虐待』を参照していただきたい。

その中で、本稿主題の男性の暴力加害への対策としては、まずは「男性相談」の実施であり、次に、将来的には男性加害者更生プログラムの実施であろう。そして、まずできることとしては、さまざまな支援機関の相談員や職員に対して、「D

Vと虐待」に関する研修、とくに「DVと虐待」が絡まっている被害者への関わり方の研修と、男性加害者への対応の研修が必要であろう。

まず、男性相談であるが、これは他の方が言及していると思われるので、ここでは一言だけにとどめるが、筆者は男性相談もしているのので、その経験からの意見を述べておくと、男性相談は、単に気持ちを聴くだけのものであっては不足で、例えば労働にかかわる相談の場合、労働法・労働行政のことを知っており、傷病手当制度や個人加盟ユニオンなど具体的な対処方法まで情報提供する能力がある。つまり「よりそいホットライン」の制度設計と同じく、単なる傾聴（狭義カウンセリング）ではなく、必要に応じて実務的な対応策を情報提供できる能力が必要である。

男性相談のテーマとしては、労働関係以外に人間関係、夫婦関係、恋愛関係、家族関係、DV、ストーカー、虐待、いじめ、性暴力関係、セクシュアリティ関係、借金など生活・貧困関係、自殺念慮、精神的なしんどさ、生きづらさなど多様にあるので、各分野における知見と具体的対処策、関連して使える制度、実践的具体的な相談先を知っていることが必要である。そのために、相談員はジェンダー、フェミニズム、セクシュアリティ、性的マイノリティ、DVや性暴力や虐待等の暴力問題に対する知見をもっていることも必要である。

この男性相談を入り口に、DV加害者や深刻なパートナー関係の相談には、加害者プログラムの教育的展望をもって継続的に相談に乗っていくことが必要であり、可能であれば、加害者プログラムの参加につなげることが必要である。加害者を放置しない、加害者の暴発を防ぐためにはそういうことが必要であろう。

ただし、加害者プログラムをすぐに各市町村で実施するのは人材的にも財政的にも困難であるので、都道府県レベルでの設置を求めていくことがまずは必要であろう。できる限り早く、DVと虐待をセットにして、「被害者及び加害者に関する研修」を各機関の職員に提供することが必要な課題であると思われる。

## ●DV観点と「発見の感性」

虐待の裏にDVがないか、DVの裏に虐待がないか、常に意識する「発見の感性」をもつ必要がある。児童相談所や市の子育て部署は、子供の虐待がある場合に、必ず、親の間にDVがないかをパートナーが同席しない面談で調べることで、母親が虐待している場合にそのパートナー（夫や交際相手）に虐待やDVがないかを調べることが必要である。これは父親が子供への虐待をしているケースで、妻に夫婦関係を聞くことを意味すると同時に、母親が子供への虐待をしているときに、必ず夫にも聞き取りをするということである。子供にも親がけんかしているか、怒っているか、怖いかなどを聞く必要がある。また常に夫婦関係のパワーバランスを観察することも忘れないようにすべきである。

だが通常は、夫が仕事の多忙を理由に面会に応じないとか、そもそも事情を聴こうとしていないことなどがよくある。つまり児童相談所は、片方の親の子への身体的虐待だけに注目し、その背景についてDVの観点で深く訊ねていないのである。しかも警察が摘発した虐待は母親より父親のほうがかなり多いが、父親（男性）が子供を虐待している場合、妻（パートナー）へのDVは強く疑われる。母親が子供に虐待をしている場合も、DV被害が絡まっている可能性が一定ある（したがって、虐待のうちDVがあるのは1～2割という調査があるがその数値は間違っていると思われる、「調査自体に欠陥がある」と見なすべきである）。それなのに「必ず妻にDVがあるかを聞く」ということがマニュアル化されていない。夫婦のパワー関係（DV）に鈍感だったのである。今後は必須の仕事として「必ず夫婦、それぞれ（個別）に精神的な支配を含めてDV関係がないかを聞き取る」ようにすべきである。「危険だな」と思う人に聞くのではなく、危険そうでなくても、「全員にかならずルーチンで聞く」というわかりやすさ、習慣化（当然ありうるという感覚）が大事である。

## ●発見能力を高める充実した実践的な研修とマニュアル作成

従来から、DVを発見する能力を高める研修の必要性は指摘されてきたが、十分には実践されていない。特に直接DVに関わる場所以外——つまり児童相談所や学校、病院、保健・母子関係、裁判所、調停委員など各種相談機関・関連機関——では、DVのことがわかっていない人が多い状況である。

「支援能力を向上させるための研修」では、スクリーニング（発見するための質問の実施）の仕方と注意点、見抜くポイント、具体的質問例、危険度の調べ方、DVを発見したあとの対応、被害者への関わり方、記録の付け方などを学ぶ必要がある。

そのうえで、虐待とDVについてのマニュアル、チェックシートづくりとその運用の研修が必要である。簡単に記すが、虐待分野では虐待の早期発見・初期対応のためのマニュアルは基本、整備

されているが、「DV関係であることを確認しそれにどう対応するか」の点で非常に不十分である。したがって「虐待対応マニュアル」において「DVがあるかないか」の観点を必ず各段階に入れていくような改定が必要である。現在、DV分野においては、警察に「DV／ストーカー」のチェックリストがあったり、相談機関（公的機関、民間）で一定のリストやシートがあったりするが、当事者が被害に気づくためのものなど目的は多様で、支援者の発見用として整理されているわけではなく、全体としてまだ不十分である。加害者については、加害者プログラムがないこともあり、リスクアセスメントも不十分である。またDVについては、単にマニュアル化・チェックシート化しても不十分で、やはり総合的に聞き取らなければその人の実態、リスク程度もわからないし、支援のありかたも詳しくはわからない、という面もある。

したがって、すでにある「簡単なDV関係のリスト」などをただ虐待関係者にも配ればよい

### 「DVと虐待」の対応改善のための今後の具体的作業

- \* 以下のようなものを、児童相談所用、市の児童担当課用、要保護児童対策協議会関係者用、警察用、病院用、保健師用、教員用、保育士用などでそれぞれ準備する。対象別として、「妊婦向け」「乳幼児の親向け」「小学生の親向け」「発達障害の子供の親向け」など親の状況別にも必要なものは作る。
- \* 従来の虐待対応マニュアルの見直し（DV観点を各段階に組み込む）
- \* こういう状況では「DVと虐待」のリスクが高いというリスト
- \* DVについて、虐待が疑われる親や子どもに対して、どういう状況を作って、どういう聞きだし方・対応をしたらいいかのマニュアル作成（基本姿勢や注意点、被害者にかかる言葉の好ましい例、好ましくない例のリスト等）
- \* パートナーがDVかどうかを聞き出す項目のチェックシート作成
- \* パートナーがDV被害によって心理的健康的に影響を受けている程度を調べるチェックシート作成
- \* 加害者の言動をチェックして、それがDVかどうかを判断するシート作成
- \* 虐待関係者向けのチェックシートやマニュアルを使いこなせるような研修の実施
- \* 虐待関係機関にとっての、①自分の組織の体制見直しのマニュアル作り、②他の各機関、時にDV関係の機関との連携のあり方の具体化とそのマニュアル作り
- \* 虐待関係者が「DVのことも扱わないといけない」と言われたときによくある疑問に答える『Q & A』作成

（出所：拙著『DVと虐待』169ページ）

というような話でもない。宮地尚子編著『医療現場におけるDV被害者への対応ハンドブック』のような水準と分量で、「DVと虐待」バージョンをあらゆる機関において作らなければならない。「DVと虐待」ということで再度、各方面の知見や財産を統合し、そもそも制度と法律を拙著『DVと虐待』で提起したように総合的に変えて、それを受けて関係機関の連携のあり方も含めて再整理して、新しい「虐待とDVについてのマニュアル、チェックシートづくり」とその運用の研修が必要である。

児童虐待関係者（市町村相談員、児童相談所、保健師、警察、医療関係者、保育・教育関係者等）への充実した「DVと虐待」の研修を必修化(毎年)する必要がある。特にDVがある家庭では、子供には必ず悪影響≡虐待の面があると理解すること、虐待の裏にはDVがあることが多いと見抜いて、虐待の研修に加えてDVの被害者支援の観点ももてるような研修を行うことである。「引越しをする」「離婚した人とまた再婚」「祖母と父が孫の取り合い」「子供に元気がない」「いつも夫婦二人で来る」「連絡がつきにくい」「面談キャンセル」「ケガの言い訳がある」「面会できない」「家に行っても会えない」「妻と個別で会おうとしても夫が必ずついてくる」というようなことからDV性・虐待性を想像し、積極的な介入ができる能力を身につけなければならない。

現在、統計では「面前DV」通告が増えているために精神的虐待が最も多くなっているが、そこへの具体的な対処が全く不十分である。身体的暴力中心の対応にほとんどがとどまっている。児童虐待防止法改正、野田市事件、目黒区事件などを踏まえて、ただちに精神的虐待も含めて調査・対応するようになっていく必要がある。

また虐待加害者に対しては、加害者プログラムを含めて継続的に観察するという制度にするということの周知もしていかなければならず、そのためにも加害者プログラムについての研修も必要である。

## ●おわりに

以上、本稿では、DVや虐待において男性加害者への関わりが従来、非常に手薄であったので、今後は加害者への相談体制と脱暴力の教育の受講命令を制度化すべきであるという話をしてきた。そして行政としてマニュアルなどの整備と研修の必要性、精神的虐待への対応の必要性を指摘した。

本稿で述べたようなことを実現していくためには、DVと虐待をワンセットでとらえるような根本的な視点の変化、それに伴う組織改革が必要であり、人員を増やし、研修を受けて意識改革を進めていける実質的保証、つまり「余裕」が必要である。現状は適切な研修を十分に受ける余裕がないような忙しさ・人手不足、財源不足であり、人事制度も人がどんどん入れ替わって経験を積むことが難しい状況である。

本稿で述べたことは、DV分野や虐待分野で加害者への対応を含めて、大きな全般的改革が必要という展望の中の一部の話であった。くわしくは拙著『「DVと虐待」対策・改善提言2020——野田市小4女児虐待殺人事件を契機にした、DV加害者更生教育の経験からの「DVと虐待」への提言レポート』（Kindle電子書籍&オンデマンド印刷書籍、2020年3月発行）を参照していただきたい。





資 料

---



## 吹田市立男女共同参画センター主催 男性対象講座一覧

<平成 25 年度 (2013 年度) >

スイーツ男子・女子集まれ！プロから教わる本格スイーツ ～作って、食べて、話そう！～					
目的	お菓子作りの理論も学びながら、作って、食べて、食にまつわる「男らしさ、女らしさ」についてみんなで話し合います。				
期間	平成 25 年 (2013 年) 6 月 (全 1 回)				
時間	午後 1 時～午後 4 時				
定員	12 人	受講者数	12 人 (女性 6 人、男性 6 人)	保育児数	3 人
回	実施日	内 容	講 師	参加人数	
1	6 月 1 日 (土)	調理実習	お菓子工房レッケル主宰 渡辺 裕子さん	12 人	
(ふりかえり)					
・料理教室の中でも特にお菓子作り教室は男性にとってハードルが高く、また、受け入れている教室も少ないことから、このような講座はとてもうれしいとのご意見でした。					

メンズピラティスでインナーマッスルを鍛える					
目的	体のゆがみを改善し、体幹を鍛えることで腹筋・背筋を強化し、メタボ体型の予防にもなるピラティスの基礎とリンパマッサージの方法を学びます。				
期間	平成 25 年 (2013 年) 6 月～7 月 (全 3 回)				
時間	午後 7 時 30 分～9 時 30 分				
定員	男性 20 人	受講者数	30 人	延受講者数	68 人
回	実施日	内 容	講 師	参加人数	
1	6 月 28 日 (金)	*自分の体・骨盤のゆがみを点検する。	FTP マットピラティス アドバンスマスタートレーナー 一瀬 智佳子さん	28 人	
2	7 月 12 日 (金)	*自律神経とピラティスの関係性を知る。		22 人	
3	7 月 26 日 (金)	*日常生活でできるピラティス、リンパマッサージの基本を学ぶ。		18 人	
(ふりかえり)					
・申込者数がとても多く、講師と相談して定員を 10 名増やしました。20 代から 70 代まで幅広い年齢層が集まり、講師の話に熱心に耳を傾けていました。					
・3 回目の参加者は初回から 10 名も減ってしまい、月末、金曜日の夜というのは、男性の予定が入りやすいというのがわかりました。					

ようこそ！料理超初心者 男から男に伝える鍋1つで昼ごはん

目的 男性が固定的な役割分担意識にとらわれず、生活自立するために料理に関する技術を習得します。また、仕事を離れた新たな仲間を作り、学んだスキルを活かして、退職後の地域活動に積極的に参加するきっかけとします。

期間 通年

時間 午前11時～午後1時

定員 料理初心者の男性 12人 延受講者数 188人

回	実施日	内 容	講 師	参加人数
1	10月31日 (木)	* 中高年からの男性の健康 についてのミニ講座 * 調理実習	大阪樟蔭女子大学教授 石蔵 文信さん シニアリーダーの皆さん	11人
2	11月7日 (木)	* 調理実習	シニアリーダーの皆さん センター職員	10人
3	11月14日 (木)			10人
4	11月21日 (木)			10人
5	11月28日 (木)			石蔵 文信さん シニアリーダーの皆さん

<ふりかえり>

- ・平成24年度に「吹田の男は昼食が作れる」をスローガンにスタートした講座です。主に、定年退職後の男性をターゲットとし、妻の「昼食うつ」や男性の居場所問題から、男性が生活自立することの大切さを伝え、実際に料理を行います。
- ・この講座修了生のうち希望者には「シニアリーダー」として登録してもらい、次回以降の講座で調理補助（ボランティア）に入ってもらっています。また、講座以外に研修も年2～3回行い、スキルアップを目指すとともに、料理サークルの立ち上げを支援し、地域活動への参加を促す役割を担っています。

\*平成25年度は同内容で2月にも開催したほか、3つの地区公民館にて2回連続講座を開催。

<平成 26 年度（2014 年度）>

ようこそ！料理超初心者 男から男に伝える鍋 1 つで昼ごはん				
<p>目 的 定年退職後の男性が料理作りを体験することを通して、性別役割分担意識について考え、生活自立することの大切さに気づきます。また、仕事を離れた新たな仲間を作り、学んだスキルを活かして、退職後の地域活動に積極的に参加するきっかけとします。</p> <p>期 間 通年</p> <p>時 間 午前 11 時～午後 1 時</p> <p>定 員 料理初心者の男性 12 人 延受講者数 153 人</p>				
回	実 施 日	内 容	講 師	参加人数
1	5 月 21 日（水）	* 中高年からの男性の健康についてのミニ講座 * 調理実習	循環器科専門医 石蔵 文信さん シニアリーダーの皆さん	12 人
2	5 月 28 日（水）	* 調理実習	シニアリーダーの皆さん センター職員	12 人
3	6 月 4 日（水）			11 人
4	6 月 11 日（水）		石蔵 文信さん シニアリーダーの皆さん	11 人
<p>（ふりかえり）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・募集人数の倍以上の申込があり、抽選となりました。参加者の満足度も半数以上の方が 100%で好評でした。</li> </ul>				

\*平成 26 年度は、同内容で 12 月にも開催したほか、3 つの地区公民館にて 2 回連続講座を開催。

パパと遊ぼう！～サトシンと一緒に遊んでえほん～				
<p>目 的 子育て中の男性が、絵本の読み聞かせや手遊びを子どもと一緒に体験して日常生活でも親子のコミュニケーションをはかるきっかけとします。 （のびのび子育てプラザと共催）</p> <p>期 間 平成 26 年（2014 年）8 月（全 1 回）</p> <p>時 間 午前 10 時 30 分～正午（のびのび子育てプラザ） 午後 2 時～午後 3 時 30 分（男女共同参画センター）</p> <p>定 員 子供と男性保護者 45 組 受講者数 午前 21 組 53 人 午後 21 組 46 人</p>				
回	実 施 日	内 容	講 師	参加人数
1	8 月 9 日（土）	絵本の読み聞かせ	絵本作家 サトシンさん	53 人
2				46 人
<p>（ふりかえり）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・講師のパワフルな朗読やパフォーマンスに、参加者も大満足でした。</li> <li>・男性保護者と子供を対象とした講座でしたが、ターゲットに PR するのに苦労しました。</li> </ul>				

<平成 27 年度（2015 年度）>

ようこそ！料理初心者 男から男に伝える鍋1つで昼ごはん				
<p>目的 定年退職後の男性が料理作りを体験することを通して、性別役割分担意識について考え、生活自立することの大切さに気づきます。また、仕事を離れた新たな仲間を作り、学んだスキルを活かして、退職後の地域活動に積極的に参加するきっかけとします。</p> <p>期間 通年</p> <p>時間 午前 11 時～午後 1 時</p> <p>定員 料理初心者の男性 12 人 延受講者数 150 人</p>				
回	実施日	内 容	講 師	参加人数
1	6 月 3 日（水）	* 中高年からの男性の健康についてのミニ講座 * 調理実習	循環器科専門医 石蔵 文信さん シニアリーダーの皆さん	13 人
2	6 月 10 日（水）	* 調理実習	シニアリーダーの皆さん	13 人
3	6 月 17 日（水）			12 人
4	6 月 24 日（水）		石蔵 文信さん シニアリーダーの皆さん	14 人
<p>（ふりかえり）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・このような講座が開催されていることを知らなかったのもっと PR してほしい、と言われました。男性への情報の届け方を考えていきたいと思えます</li> <li>・次回は料理を作るだけでなく、参加者同士が交流できるような工夫をしたいと思えます。</li> </ul>				

\*平成 27 年度は、同内容で 2 月にも開催したほか、3 つの地区公民館にて講座を開催。

全国女性会館協議会・日本テトラパック社・男女共同参画センター共催 働いているママを応援します！パパと子どもの料理教室				
<p>目的 男性（父親）や子どもが料理という基本的な生活技術を習得し、働く母親の家事負担を軽減します。それによって、女性の社会参加を促し、男性・女性が共に働き、共に家事・育児を担うワーク・ライフ・バランス支援を目的とします。</p> <p>期間 平成 27 年（2015 年）9 月（全 1 回）</p> <p>時間 午前 10 時 30 分～午後 1 時</p> <p>定員 現在働いている母親を持つ小学校 受講者数 19 人（保護者 9 人、子供 10 人） 1～3 年生とその父親 24 人</p>				
回	実施日	内 容	講 師	参加人数
1	9 月 12 日（土）	調理実習	吹田地区栄養士会 さんくらぶの皆さん	19 人
<p>（ふりかえり）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・お父さんの仕事の関係で急なキャンセルが多く、抽選に漏れた方に連絡するのが大変でした。</li> <li>・メニューが多く、時間内に完成するか心配しましたが、お父さんの手際がよく、段取りよく進めることができました。</li> </ul>				

W リボンプロジェクト in すいた 2015 フォロー講座  
 パパといっしょに絵本と遊びの時間

目 的 絵本の読み聞かせや体を使った遊びを子どもと一緒に体験することで、日常生活での父  
 子のコミュニケーションづくりに役立てます。

期 間 平成 27 年 (2015 年) 11 月 (全 1 回)

時 間 午前 10 時 30 分～午前 11 時 30 分

定 員 親子 15 組 受講者数 24 人 (保護者 12 人、子供 12 人)

回	実 施 日	内 容	講 師	参加人数
1	11 月 28 日 (土)	パパといっしょに絵本と遊び の時間	NPO 法人ファザーリング・ ジャパン関西スタッフ	24 人

(ふりかえり)

- ・日ごろ、センターに来館することの少ない層 (30 代～40 代の男性) が参加してくれました。
- ・子供は 1～3 歳で手のかかる時期だと思いますが、父親と子どもの 2 人だけで外出するのに慣れている方が多い印象でした。
- ・子供たちの反応はとても素直で、楽しく過ごしてもらえたと思います。

<平成 28 年度（2016 年度）>

ようこそ！料理超初心者 男から男に伝える鍋 1 つで昼ごはん					
<p>目 的 定年退職後の男性が、料理作りを体験することを通して、性別役割分担意識について考え、生活自立することの大切さに気づきます。また、仕事を離れた新たな仲間を作り、学んだスキルを活かして、退職後の地域活動に積極的に参加するきっかけとします。</p> <p>期 間 通 年</p> <p>時 間 午前 11 時～午後 1 時</p> <p>定 員 料理初心者の男性 12 人 延受講者数 111 人</p>					
回	実 施 日	内 容		講 師	参加人数
1	5 月 15 日（日）	* 中高年からの男性の健康についてのミニ講座 * 調理実習		循環器科専門医 石蔵 文信さん シニアリーダーの皆さん	10 人
2	5 月 22 日（日）	* 調理実習		シニアリーダーの皆さん	9 人
アンケート回収数		9 人	満足度 80%以上の人	8 人（89%）	
<p>（ふりかえり）</p> <p>・初めて日曜日に開催しましたが、倍近い申し込みがあり、年齢層も下がり、1 番若い人は 40 代、現役で働いている人が 3 分の 1 おられました。狙いがあたり、曜日を変えての開催が上手くいきました。これからも色々な人に参加してもらえるように、工夫していきたいと思います。</p>					
回	実 施 日	内 容		講 師	参加人数
1	9 月 4 日（日）	* 中高年からの男性の健康についてのミニ講座 * 調理実習		石蔵 文信さん シニアリーダーの皆さん	10 人
2	9 月 11 日（日）	* 調理実習		シニアリーダーの皆さん	11 人
アンケート回収数		11 人	満足度 80%以上の人	11 人（100%）	
<p>（ふりかえり）</p> <p>・参加者に聞くと半数以上の方が、パートナーから言われて来たとのことでした。生活自立できていないことを本人よりも周りの人のほうが心配されていることを毎回感じます。</p>					

\*平成 28 年度は、このほかに 3 つの地区公民館にて 1 回～2 回の連続講座を開催。



おじいちゃんの出番ですよ！～初めての孫とうまくつきあうコツ～				
目的	中高年の男性の中には、自分の子供の子育てには関わることができなかった人も多いので、そうした男性を対象に、子供（孫）にどう関わっていくか、また祖父母世代として娘や息子世代との関わり方について考えます。			
期間	平成 28 年（2016 年）6 月（全 1 回）			
時間	午前 10 時～正午			
定員	男性 2 受講者数 14 人			
	実施日	内 容	講 師	参加人数
1	6 月 11 日（土）	おじいちゃんの出番ですよ！ ～初めての孫とうまくつきあ うコツ～	NPO 法人ファザーリング・ ジャパン関西副理事長 和田 憲明さん	14 人
アンケート回収数		13 人	満足度 80%以上の人	11 人（85%）
（ふりかえり） ・子供を取り巻く環境の変化についてデータを交えて説明があり、理解がしやすかったと思います。				

男女共同参画センター・日本女性会館協議会・日本テトラパック社主催 働いているママを応援します！パパと子どもの料理教室				
目的	男性（父親）や子供が料理という基本的な生活技術を習得し、働く母親の家事負担を軽減します。それによって、女性の社会参加を促し、男性・女性がともに働き、ともに家事・育児を担うワーク・ライフ・バランス支援を目的とします。			
期間	平成 28 年（2016 年）8 月（全 1 回）			
時間	午前 10 時 30 分～13 時			
定員	現在働いている母親を持つ小学 1～3 年生とその父親 24 人 受講者数 22 人			
回	実施日	内 容	講 師	参加人数
1	8 月 6 日（土）	調理実習	吹田地区栄養士会 さんくらの皆さん	22 人
アンケート回収数		11 人	満足度 80%以上の人	11 人（100%）
（ふりかえり） ・女子より男子のお申し込みが多く、性別役割分担意識はこの年代の親にはあまりないと思いました。				

Wリボンプロジェクト in すいた 2016  
 パパも楽しむ子育て時間～仕事も人生もハッピーバランス～

目的 絵本の読み聞かせや体を使った遊びを子供と一緒に体験することで、日常生活での父子のコミュニケーションづくりに役立っています。

期間 平成 28 年 (2016 年) 11 月 (全 1 回)

時間 午前 10 時～正午

定員 親子 15 名 受講者数 14 人 (保護者 7 人 子供 7 人)

回	実施日	内 容	講 師	参加人数 (保育)
1	11月6日 (日)	パパも楽しむ子育て時間 ～仕事も人生もハッピーバ ランス～	NPO 法人ファザーリング・ ジャパン関西スタッフ	14 人
アンケート回収数		6 人	満足度 80%以上の人	6 人 (100%)
(ふりかえり) ・座談会では、初対面のパパたちがぎこちない部分はあるつつも意見交換をして、盛り上がりました。				

<平成 29 年度（2017 年度）>

定年に備える 超初心者向き 男性料理教室					
目 的	定年退職後の男性が、料理作りを体験することを通して、性別役割分担意識について考え、生活自立することの大切さに気付きます。また、仕事を離れた新たな仲間を作り、学んだスキルを活かして、退職後の地域活動に積極的に参加するきっかけとします。				
期 間	通 年				
時 間	午前 11 時～午後 1 時				
定 員	料理初心者の男性 12 人		延受講者数 124 人		
回	実 施 日	内 容		講 師	参加人数
1	4 月 2 日（日）	* 中高年からの男性の健康についてのミニ講座 * 調理実習		循環器科専門医 石蔵 文信さん シニアリーダーの皆さん	11 人
2	4 月 9 日（日）	* 調理実習		シニアリーダーの皆さん	11 人
3	4 月 16 日（日）				11 人
アンケート回収数		10 人	満足度 80%以上の人	9 人（90%）	
（ふりかえり）					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・講座では材料などすべて準備されていますが、家でするとなると買い物や材料の準備が大変と思っ てなかなかやろうとはならないという意見がありました。料理初心者の方は家族などに少し手伝っ ていただける環境にある人は一気にできるようになられるので、最初は買い物など家族のフォロー があればと思います。</li> <li>・毎回、毎日料理を作ることの大変さが分かりましたというご意見をいただくので、この講座が性別 役割分担意識について考えていただけるきっかけになり嬉しく思います。</li> </ul>					
回	実 施 日	内 容		講 師	参加人数
1	11 月 14 日（火）	* 中高年からの男性の健康についてのミニ講座 * 調理実習		石蔵 文信さん シニアリーダーの皆さん	14 人
2	11 月 21 日（火）	* 調理実習		シニアリーダーの皆さん	12 人
3	11 月 28 日（火）				14 人
4	12 月 5 日（火）			石蔵 文信さん シニアリーダーの皆さん	13 人
アンケート回収数		12 人	満足度 80%以上の人	12 人（100%）	
（ふりかえり）					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・多くの方が「妻が申し込んだ」とおっしゃっていて、中には家族からの定年のお祝いが、エプロンだっ たという人もいました。本人よりも周りの人が少しでも生活自立してほしいと望んでおられることがよ くわかります。</li> <li>・今までほとんど料理をしなかった人が、知らない人と知らない場所でほとんど初めてのことに挑戦する というのはとてもハードルが高かったと思いますが、最終回の様子を見ていると、緊張もとれて料理を 楽しんでおられるのがよくわかりました。</li> <li>・最初から最後まですべて自分でやるという自己完結型が満足度につながっているのだと思います。</li> </ul>					

\*平成 29 年度は、このほかに 2 月にも連続講座を開催。

格闘技で目指せハートフル男子 ～初心者向けフィットネスキックボクシングで脱・脂肪&ストレスをコミット！～				
目的	男らしさを求められることで、男性が社会で抱えるストレスを上手く発散し、職場や家庭で円滑な人間関係を育み、自分らしく心身共に生き生きと働き暮らすことにつなげます。			
期間	平成 29 年（2017 年）6 月（全 1 回）			
時間	午後 7 時～9 時			
定員	男性 20 人		延受講者数 17 人	
回	実施日	内 容	講 師	参加人数
1	6 月 7 日（水）	格闘技で目指せハートフル男子 ～初心者向けフィットネスキックボクシングで脱・脂肪&ストレスをコミット！～	大阪大学人間科学研究科 未来共創センター 招へい教授 石蔵 文信さん M・I キックボクシングスクール代表者 笹尾 知永さん	17 人
アンケート回収数		16 人	満足度 80%以上の人	15 人（94%）
（ふりかえり） ・DV・児童虐待防止、自殺・うつ予防などについて、男性が社会で抱えがちなストレスマネジメントという観点から、堅苦しくならず楽しみつつ学べる講座「男性の学び応援シリーズ」として初めての試みでしたが、定員を超えてのお申込みもあり、満足いただけた様子でした。皆さん熱心で、楽しんでいただけたのが伝わってきました。男性が参加できるものが少ないので、今後も取り組んでいきたいと思えます。				

働いているママを応援します！パパと子供の料理教室 手打ちうどんを作ろう！				
目的	男性（父親）や子供が料理という基本的な生活技術を習得し、働く母親の家事負担を軽減します。それによって、女性の社会参加を促し、男性・女性が共に働き、共に家事・育児を担うワーク・ライフ・バランス支援を目的とします。			
期間	平成 30 年（2018 年）3 月（全 1 回）			
時間	午前 10 時 30 分～12 時 30 分			
定員	24 人		受講者数 24 人 保育児数 3 人	
	実施日	内 容	講 師	参加人数 （保育）
1	3 月 10 日（土）	調理実習（手打ちうどん他）	吹田地区栄養士会 さんくらの皆さん	24 人 （3 人）
アンケート回収数		11 人	満足度 80%以上の人	11 人（100%）
（ふりかえり） ・普段から子供や男性に料理を指導されている講師なので、子供達への安全の気配りもきちんとされていて、料理に慣れていない人への大切なポイントやコツのアドバイスが適時に入り、大変わかりやすい指導でした。 ・子供ができるだけ楽しく料理できるようなメニューにしました。生地をこねたり、踏んだり、のぼしたり、手と体を使って料理したので、1 年生も最後まで飽きずにとっても楽しそうに参加することができました。				

W リボンプロジェクト in すいた 2017 ヨガで目指せハートフル男子～いつでも、どこでも、簡単セルフヒーリング～				
目的	男らしさを求められることで生じるストレスを溜めこみ、鬱や自殺、他人への暴力にむかわないように、ヨガで自分の心と体を整え、ストレスに負けない心身をつくります。			
期間	平成 29 年 (2017 年) 11 月 (全 1 回)			
時間	午後 7 時～9 時			
定員	男性 20 人 受講者数 21 人			
回	実施日	内 容	講 師	参加人数
1	11 月 22 日 (水)	男性の学び応援シリーズ第 2 弾 ヨガで目指せハートフル男子 ～いつでも、どこでも、簡単セ ルフヒーリング～	神戸大学・立命館大学 非常勤講師、 DV 加害者プログラム・ NOVO(ノボ)運営者 伊田 広行さん  Aerial Yoga Studio Apple ヨガインストラクター Shintaro さん	21 人
アンケート回収数		16 人	満足度 80%以上の人	14 人 (88%)
(ふりかえり) ・ 普段、男性は女性で言うエステやマッサージ、女子会等癒しの機会がなかなか持てないようで、今回のヨガも大変喜んでいただき、みなさん熱心に取り組まれていました。当センターが、引き続きそういった“場”になればいいなと思います。				

涙活で目指せハートフル男子 ～泣いてもいいよスッキリ爽快イケメンデトックス法～				
目的	男らしさを求められることで、男性が社会で抱えるストレスを上手く発散し、職場や家庭で円滑な人間関係を育み、自分らしく心身共に生き生きと働き暮らすことにつなげます。			
期間	平成 30 年 (2018 年) 3 月 (全 1 回)			
時間	午後 7 時～9 時			
定員	男性 20 人 延受講者数 14 人			
	実施日	内 容	講 師	参加人数
1	3 月 7 日 (水)	涙活で目指せハートフル男子 ～泣いてもいいよスッキリ爽快イケ メンデトックス法～	感涙療法士 吉田 英史さん	14 人
アンケート回収数		14 人	満足度 80%以上の人	11 人(79%)
(ふりかえり) ・ 新しい取組であり、関西ではまだ周知度が低いこともあったためか、集客に苦労しましたが、全員が欠席なく参加、アンケート記入いただけ、講座への参加意識の高さを感じました。 ・ 涙を流すということを通して、生きていく中で日々湧いてくる綺麗事だけじゃない喜怒哀楽いろいろな自分の感情に気付くこと、そして、そのどれも大切にして丁寧に向き合っていくことの大切さを伝えたかったのですが、少し浅くなってしまったと感じました。 ・ 「泣く」という行為は、悔し涙以外、自分のバックグラウンドや今の想いなどと重ね合わせるなど、何かしらその物事に共感する(寄り添う)気持ちから誘発されることが多いので、なかなか奥が深く、1 回講座ではハードルが高いテーマだと思いました。				

<平成 30 年度 (2018 年度) >

超初心者向け 男性料理教室					
目的	定年退職後の男性が、料理作りを体験することを通して、性別役割分担意識について考え、生活自立することの大切さに気付きます。また、仕事を離れた新たな仲間を作り、学んだスキルを活かして、退職後の地域活動に積極的に参加するきっかけとします。				
期間	通 年				
時間	午前 11 時～午後 1 時				
定員	料理初心者の男性 12 人		延受講者数 139 人		
回	実施日	内 容		講 師	参加人数
1	4 月 3 日 (火)	* 中高年からの男性の健康と良好な夫婦関係についてのミニ講座 * 調理実習		循環器科専門医 石藏 文信さん シニアリーダーの皆さん	11 人
2	4 月 10 日 (火)	* 調理実習		シニアリーダーの皆さん	11 人
3	4 月 17 日 (火)				12 人
4	4 月 24 日 (火)			石藏 文信さん シニアリーダーの皆さん	12 人
アンケート回収数		12 人	満足度 80%以上の人	12 人 (100%)	
(ふりかえり)					
・今回もパートナーを亡くして参加された方が 2 人おられ、その他にも、病気のリハビリを兼ねて来た人、定年になってやっと時間に余裕ができて来た人、妻や家族から行ってくると言われた人、抽選にやっと当選したという人等、参加動機は様々ですが、皆さんとても前向きに参加されたばかりで、とても真剣に説明も聞き、料理されていました。					
回	実施日	内 容		講 師	参加人数
1	11 月 22 日 (木)	* 中高年からの男性の健康と良好な夫婦関係についてのミニ講座 * 調理実習		石藏 文信さん シニアリーダーの皆さん	12 人
2	11 月 29 日 (木)	* 調理実習		シニアリーダーの皆さん	12 人
3	12 月 6 日 (木)				11 人
4	12 月 13 日 (木)			石藏 文信さん シニアリーダーの皆さん	12 人
アンケート回収数		12 人	満足度 80%以上の人	11 人 (92%)	
(ふりかえり)					
・男性は女性と違って初対面の人と話すということをあまりせず、毎回黙々と料理を作る人が多いのですが、今回は自分から同じグループの方に話しかける男性が何人かおられ、その方々がムードメーカーのようになって、珍しくおしゃべりのはずむにぎやかな男性料理教室となりました。					

\*平成 30 年度は、2 月にも同様の連続講座を開催し、2 つの地区公民館にて 1 回講座を開催。

<p style="text-align: center;">男の放課後、ストレスほぐし ～陰ヨガで見つめるボクの心と体～</p>				
目 的	<p>男らしさを求められることで、男性が社会で抱えるストレスを上手く発散し、職場や家庭で円滑な人間関係を育み、自分らしく心身共に生き生きと働き暮らすことにつなげます。また、女性のものと思われがちなヨガを体験することで、性別による固定的な概念の解消につなげます。</p>			
期 間	平成 30 年 (2018 年) 5 月 (全 1 回)			
時 間	午後 7 時～9 時			
定 員	男性 20 人                      延受講者数 24 人			
	実 施 日	内 容	講 師	参加人数
1	5 月 30 日 (水)	男の放課後、ストレスほぐし ～陰ヨガで見つめるボクの心と体～	DV 加害者プログラム・ NOVO(ノボ)主宰、 立命館大学・大阪経済大学 非常勤講師 伊田 広行さん  Aerial Yoga Studio Apple ヨガインストラクター Shintaro さん	24 人
アンケート回収数		19 人	満足度 80%以上の人	18 人 (95%)
<p>(ふりかえり)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定員を超えてのお申込みがあり、男性も癒しの場を求めているのだと改めて実感しました。</li> <li>・意識啓発としての効果は十分に実感できましたが、御自身でも継続して取り組める仕組みづくりが必要だと感じました。</li> </ul>				

プロ直伝 洗濯・アイロンのコツ ～男性のための暮らしに役立つ簡単家事術～				
目的	生活自立に必要な家事スキルをアップさせ、男性の生活自立の一助にするとともに性別役割分担意識について考えるきっかけとします。			
期間	平成30年(2018年)7月(全1回)			
時間	午後2時～4時			
定員	男性20人	受講者数	21人	保育児数0人
回	実施日	内 容	講 師	参加人数 (保育)
1	7月21日 (土)	プロ直伝 洗濯・アイロンの コツ～男性のための暮らしに 役立つ簡単家事術～	循環器科専門医 大阪大学人間科学研究科 未来共創センター招へい 教授 石藏 文信さん クリーニング師 京技術修染会認定修復師 尾上 昇さん	21人 (0人)
アンケート回収数		21人	満足度80%以上の人	15人(72%)
(ふりかえり)				
・申し込みが多く、定員を増やしました。満足度が低かった方の意見は人数が多く、1人の実技時間が短かったという意見でした。実際アイロンがけをやってみて、作業する机の大きさや講師が一人という事から考えて、定員は15人ぐらいがベストだったように思います。				

パパと子供の夏休み料理教室				
目的	男性(父親)や子供が料理という基本的な生活技術を習得し、働く母親の家事負担を軽減します。それによって、女性の社会参加を促し、男性・女性が共に働き、共に家事・育児を担うワーク・ライフ・バランス支援を目的とします。			
期間	平成30年(2018年)8月(全1回)			
時間	午前10時30分～12時30分			
定員	小学1～3年生とその父親(18歳 以上の男性保護者)24人	受講者数	24人	保育児数0人
回	実施日	内 容	講 師	参加人数 (保育)
1	8月5日(日)	調理実習	吹田地区栄養士会 さんくらの皆さん	24人 (0人)
アンケート回収数		12人	満足度80%以上の人	11人(92%)
(ふりかえり)				
・若い子育て世代の男性は家事や育児に関わろうとする人も多く、親子で参加できる企画には積極的に参加してもらえそうです。新規来館者が多く、男女共同参画センターの認知度を上げることができました。				



超初心者向け裁縫教室 ～暮らしに役立つ簡単家事術パートII～					
目的	生活自立に必要な家事スキルをアップさせ、自立の一助にするとともに性別役割分担意識について考えるきっかけとします。				
期間	平成30年(2018年)10月(全1回)				
時間	午前10時30分～12時30分				
定員	20人	受講者数	21人	保育児数	4人
回	実施日	内 容		講 師	参加人数 (保育)
1	10月27日 (土)	講義		NPO 法人ファザーリング・ジャパン関西副理事長 和田 憲明さん	21人 (4人)
		実技		ミシンカフェ「エディット」店主 森 不二子さん	
アンケート回収数		21人	満足度80%以上の人	19人(91%)	
(ふりかえり)					
・料理以外の生活自立講座は集客できるか未知数でしたが、定員を超える申し込みがありました。予想以上に女性の申し込みが多く、女性は30代～40代、男性は60代以降と年齢層がはっきりとわかれました。小物入れを完成させるには、実技時間が足りませんでした。					

Wリボンプロジェクト in すいた2018 男の放課後、ストレスほぐし ～花男ハーバリウムで、目指せ男から男へ STOP Violence!!～					
目的	男らしさを求められることで生じるストレスを溜めこみ、鬱や自殺、他人への暴力にむかわないように、自分の心と体を整え、ストレスに負けない心身をつくります。				
期間	平成30年(2018年)11月(全1回)				
時間	午後7時～9時				
定員	男性20人	受講者数	17人		
回	実施日	内 容		講 師	出席者数
1	11月9日 (金)	男の放課後、ストレスほぐし ～花男ハーバリウムで、目指せ男から男へ STOP Violence!!～		(一社) ホワイトリボンキャンペーン・ジャパン共同代表 関西大学文学部教授 多賀 太さん	17人
				フラワーデザイナー 松川 珠美さん	
アンケート回収数		16人	満足度80%以上の人	12人(75%)	
(ふりかえり)					
・ハーバリウムの男性の認知度が低くはじめは集客に苦労しましたが、結果、19名のお申込みをいただきました。30～40代の若い層に来館いただけたのも良かったと思います。					
・ハーバリウムはみなさん楽しんで作成されていました。花に触れることで、男らしさへのとらわれに対する気づきを持ってもらえ、優しい気持ちを育むきっかけや自分の癒しとなったようです。					

<p style="text-align: center;">男の放課後、ストレスほぐし ～進化系キックボクシングで目指せハートフル男子～</p>				
目 的	男らしさを求められることで、男性が社会で抱えるストレスを上手く発散し、職場や家庭で円滑な人間関係を育み、自分らしく心身共に生き生きと働き暮らすことにつながります。			
期 間	平成 31 年（2019 年）2 月（全 1 回）			
時 間	午後 7 時～9 時			
定 員	男性 20 人	受講者数 15 人		
回	実 施 日	内 容	講 師	参加人数
1	2 月 14 日(木)	男の放課後、ストレスほぐし ～進化系キックボクシングで 目指せハートフル男子～	NPO 法人湘南 DV サポートセンター 理事長 瀧田 信之さん ----- M・Iキックボクシングスクール 代表 笹尾 知永さん	15 人
アンケート回収数		13 人	満足度 80%以上の人	7 人 (54%)
<p>(ふりかえり)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定員を超えてのお申込みがありましたが、時期的に体調不良や仕事の都合などで、直前や当日キャンセルが多かったです。ただ、今回のような動き回る講座に関しては、やはり男性の体格上、これくらいの人数がベストであると感じました。</li> <li>・新規来館者が約 4 割いたので、続けてセンターに来ていただければと思います。</li> </ul>				

< 令和元年度（2019年度） >

超初心者向け 男性料理教室				
目的	主に定年退職後の男性が、料理作りを体験することを通して、性別役割分担意識について考え、生活自立することの大切さに気付きます。また、仕事を離れた新たな仲間を作り、学んだスキルを活かして、退職後の地域活動に積極的に参加するきっかけとします。			
期間	通年			
時間	午前11時～午後1時			
定員	料理初心者の男性 12人		延受講者数 125人	
回	実施日	内容	講師	参加人数
1	4月16日(火)	* 中高年からの男性の健康と良好な夫婦関係についてのミニ講座 * 調理実習	循環器科専門医 石藏 文信 さん シニアリーダーの皆さん	12人
2	4月23日(火)	* 調理実習	シニアリーダーの皆さん	12人
3	5月7日(火)			12人
4	5月14日(火)		石藏 文信 さん シニアリーダーの皆さん	9人
アンケート回収数	9人	満足度 80%以上の人	9人 (100%)	
(ふりかえり) ・平日開催の講座にもかかわらず、40代、50代の独身の男性の参加があり、また、半数以上が就労している男性で、今までよりもリタイア後の人が少なくなってきたように感じます。				
回	実施日	内容	講師	参加人数
1	11月21日(木)	* 中高年からの男性の健康と良好な夫婦関係についてのミニ講座 * 調理実習	石藏 文信 さん シニアリーダーの皆さん	11人
2	11月28日(木)	* 調理実習	シニアリーダーの皆さん	11人
3	12月5日(木)			10人
4	12月12日(木)		石藏 文信 さん シニアリーダーの皆さん	10人
アンケート回収数	10人	満足度 80%以上の人	10人 (100%)	
(ふりかえり) ・一般の料理教室では、3～4人一組で料理を手分けして作る場合が多く、超初心者では、いざ自宅で作ろうと思っても、一人では作れない場合が多いので、この料理講座では、品数は1種類ですが、最初から最後まで自分が食べる分は全部自分で作るという形をとっています。すぐに作ってみようと思える内容であることが大切だと思います。				

\* 令和元年度は、1～2月にも同様の連続講座を開催し、1つの地区公民館にて1回講座を開催。

男の幸せブラッシュアップ講座 ～幻想からの脱却・現代を生き抜くために息抜こう～				
目的	性別による固定的な概念に気づき、男らしさを求められることで、男性が社会で抱えるストレスを上手く発散する考え方を学びます。 また、気持ちが伝わる表情筋を鍛えることで、職場や家庭で円滑な人間関係を育み、自分らしく心身ともに生き生きと働き暮らすことにつなげます。			
期間	令和元年（2019年）5月（全2回）			
時間	午後7時～午後9時			
定員	男性20人	受講者数	18人	

回	実施日	内容	講師	参加人数
1	5月15日 (水)	目からウロコのハッピーコミュニケーション術～「解決」から「共感」へ～	『男』悩みのホットライン、 カウンセリングオフィス天満 橋相談員、臨床心理士 福島 充人さん	18人
2	5月22日 (水)	気持ちが伝わる表情筋トレーニング～不調改善・ウェルエイジング・人間関係力向上～	表情筋トレーナー ソシエテビザージュ認定講師 山本 春美さん	14人

アンケート回収数	13人	満足度80%以上の人	10人(77%)
----------	-----	------------	----------

(ふりかえり)

- ・御年輩の方の参加が多く、社会から「男らしさ」を強く求められる社会の中で生きてこられた年代の方々に響いたのかなと感じました。
- ・笑うことに慣れていない方が多かったように思いますが、みなさん周囲の方と熱心に表情筋トレーニングに取り組まれていました。

働くママを応援！パパと子供の夏休み料理教室 簡単ピザを作ろう！ (特定非営利活動法人全国女性会館協議会・日本テトラパック株式会社共催)				
目的	男性(父親)や子供が料理という基本的な生活技術を習得し、働く母親の家事負担を軽減します。それによって、女性の社会参加を促し、男性・女性が共に働き、共に家事・育児を担うワーク・ライフ・バランス支援を目的とします。			
期間	令和元年（2019年）8月（全1回）			
時間	午前10時30分～12時30分			
定員	現在就労中の母親を持つ小学1～3年生とその父親（18歳以上の男性保護者）24人	受講者数	24人	

回	実施日	内容	講師	参加人数
1	8月3日(土)	調理実習	吹田地区栄養士会 さんくらの皆さん	24人

アンケート回収数	12人	満足度80%以上の人	11人(92%)
----------	-----	------------	----------

(ふりかえり)

- ・普段はなかなか共同作業をすることが少ない父子にとって、貴重な機会になったと思います。
- ・夏休みのイベントとして開催しましたが、非常に暑い日で、部屋のコンロをすべて使ったため、エアコンが効きにくく、大変でした。次回は開催時期やメニューの検討をしたいと思います。

超初心者向け裁縫教室 ～暮らしに役立つ簡単家事術 パートⅠ～				
目的	男女ともに日常に不可欠で生活自立に必要な家事スキルをアップさせ、生活自立の一助にするとともに、性別役割分担意識について考えるきっかけとします。			
期間	令和元年（2019年）8月（全1回）			
時間	午前10時30分～12時30分			
定員	ほとんど裁縫をしたことのない人 16人 受講者数 10人（うち男性4人）			
回	実施日	内容	講師	参加人数
1	8/29（木）	超初心者向け裁縫教室（講義+実技）	大阪大学人間科学研究科 招へい教授 石藏 文信さん	10人
アンケート回収数	10人	満足度80%以上の人	10人（100%）	
（ふりかえり）				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昨年の反省点をふまえ、今年度は参加者を減らし、講師のアシスタントとして職員3人が指導に当たり、内容も基礎中の基礎のみに限定し、糸を通さなくて済むワントッチ針を使用するなど工夫してきめ細かい指導をしました。そのお陰で、全員が最後の課題まで終了することが出来、満足度が上がりました。</li> </ul>				

男のみそ作りと健康みそ料理 ～暮らしに役立つ簡単家事術 パートⅡ～				
目的	生活自立に必要な家事スキルをアップさせ、男性の生活自立の一助にするとともに、性別役割意識について考えるきっかけとします。			
期間	令和2年（2020年）1月（全1回）			
時間	午後1時～4時			
定員	男性12人 受講者数12人			
回	実施日	内容	講師	参加人数
1	1/11（土）	<講義> 男性の生活自立について <実技> みそづくり	<講義> 循環器科専門医 石藏 文信さん <実技> 豊中友の会 湯浅 知子さん、楠 千代さん	12人
アンケート回収数	12人	満足度80%以上の人	12人（100%）	
（ふりかえり）				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集客が心配でしたが、30代から70代まで多数の幅広い年代の男性から申し込みがありました。道具や部屋の都合で定員を多くできないことが残念でした。</li> <li>・ なんでも便利にすぐ手に入る時代だからこそ、一から自分で時間をかけて作るということが魅力的で集客につながったと思います。初来館者も多かったです。</li> </ul>				

スマート男子のイラッと解消術～カポエイラでスカッと爽快～

目 的	自殺や鬱、DV に向かいかねない男性の生きづらさに潜む背景や自分を縛っているものの正体を知り、自分や他者を大切に思える気持ちをエンパワメントします。また、自分なりの発散方法を持つことで、心と体のバランスを整え、職場や家庭で円滑な人間関係を育み、自分らしく心身ともに生き生きと働き暮らすことにつなげます。			
期 間	令和元年（2019年）11月（全1回）			
時 間	午後7時～9時			
定 員	男性 20人	受講者数	14人	
回	実 施 日	内 容	講 師	参加人数
1	11/22(金)	講義+カポエイラ体験	<講義> メンズサポートルームスタッフ 水野 阿修羅さん <実技> ブラジルカポエイラ協会コハダンジコンタス大阪支部代表 窪山 武さん	14人
アンケート回収数		14人	満足度 80%以上の人	13人 (93%)
(ふりかえり)				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「勝たなければいけない」や「人の上に立たなければならない」といった無意識にとらわれてしまっている価値観に気づく良い契機になったと思います。</li> <li>・カポエイラは非常に好評で、その歴史や動きに皆さん魅了されていました。</li> </ul>				

男のホッと一息コーヒータイム

～焙煎のかおりに包まれて、“らしさ”からの解放～

目 的	男らしさを求められることで、男性が社会で抱えるストレスをうまく和らげ、職場や家庭で円滑な人間関係を育み、自分らしく心身ともに生き生きと働き暮らすことにつなげます。			
期 間	令和2年（2020年）2月（全1回）			
時 間	午後7時～午後9時			
定 員	男性 15人	受講者数	18人	
回	実 施 日	内 容	講 師	参加人数
1	2/12(水)	講義+コーヒー焙煎実技	NPO 法人湘南 DV サポートセンター 理事長 日本コナ・コーヒー文化推進協会代表 瀧田 信之さん	18人
アンケート回収数		18人	満足度 80%以上の人	14人 (78%)
(ふりかえり)				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・コーヒーの実技の部分に関しては満足度も高かったなので、良かったです。男性対象講座は受講者同士の交流が進みにくい傾向がある中で、皆さん積極的に交流されていたので、コーヒーの持つ力かな、と感じました。</li> <li>・男女共同参画の講義の部分とのつながりが伝わりづらく、もう少し丁寧にしていく必要があると感じました。</li> </ul>				



**編集発行**

令和2年(2020年)10月  
吹田市立男女共同参画センターデュオ  
〒564-0072 吹田市出口町2-1  
TEL 06-6388-1451  
FAX 06-6385-5411

この報告書は1,000部作成し、1部あたりの単価は228円です。